

第 19 回 栗原地域合併協議会

日 時 平成 16 年 6 月 8 日 (火)
午後 1 時 30 分
場 所 志波姫町「エポカ 21」

会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 報告・認定・議案

報告第 22 号 平成 15 年度栗原地域合併協議会事業報告について

認定第 1 号 平成 15 年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について

議案第 7 号 平成 16 年度栗原地域合併協議会補正予算(第 1 号)について

報告第 23 号 栗原地域合併協議会事務局規程の一部改正について

報告第 24 号 新市建設計画における宮城県との協議について

報告第 25 号 合併協定項目について

1) 合併時まで調整する項目について

2) 本庁及び総合支所の事務組織について

報告第 26 号 合併協定書について

報告第 27 号 合併協定調印式について

5 その他

6 閉 会

報告第 2 2 号

平成 1 5 年度栗原地域合併協議会事業報告について

平成 1 5 年度栗原地域合併協議会事業について別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 6 月 8 日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

平成15年度栗原地域合併協議会事業報告

開催日	事業	内容	開催場所
平成15年 7月 2日(水)	第1回幹事会	付属機関及びワークショップの取扱い、今後のスケジュールについて	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成15年 7月 3日(木)	第1回栗原地域合併協議会	各種規程、平成15年度栗原地域合併協議会事業計画並びに予算について	築館町 ふるさとセンター
平成15年 7月18日(金)	第2回幹事会	「栗原地域情報化共同推進要綱」等について	築館町 築館町役場 講堂
平成15年 7月28日(月)	第3回幹事会	第2回合併協議会提案事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成15年 8月 7日(木)	第2回栗原地域合併協議会	新市建設計画基策定本方針について 外3件	志波姫町 エポカ21
平成15年 8月18日(月)	第4回幹事会	第3回合併協議会提案事項について	築館町 築館町役場 講堂
平成15年 8月23日(土)	市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム	委員34名参加	岩手県 盛岡市
平成15年 8月28日(木)	第3回栗原地域合併協議会	合併の期日について 外2件	瀬峰町 テアリホール
平成15年 9月 1日(月) ～ 9月12日(金)	まちづくり住民意向調査	満20歳以上の住民6,901人を対象、6,444人から回答(うち有効回答6,144件)	郡内 10ヶ町村
平成15年 9月 8日(月)	第5回幹事会	第4回合併協議会提案事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成15年 9月19日(金)	第4回栗原地域合併協議会	慣行の取扱いについて 外4件	志波姫町 エポカ21
平成15年 9月19日(金)	合併推進セミナー	講演「今なぜ合併か、篠山市の取組みから」講師 兵庫県篠山市長 委員等317名参加	志波姫町 エポカ21
平成15年 9月20日(土) ～ 10月31日(金)	新市名称募集	応募総数1,784件(うち有効件数1,726件) 候補名件数520種類	/
平成15年 9月29日(月)	第6回幹事会	第5回合併協議会提案事項について	築館町 築館町役場 講堂
平成15年 9月30日(火) ～ 10月 1日(水)	先進地視察研修	委員6名参加	兵庫県 篠山市
平成15年10月 9日(木)	第5回栗原地域合併協議会	地方税の取扱い(その1)について 外2件	高清水町 町民体育館
平成15年10月20日(月)	第7回幹事会	第6回合併協議会提案事項について	築館町 築館町役場 講堂
平成15年10月30日(木)	第6回栗原地域合併協議会	消防団の取扱いについて 外5件	鶯沢町 振興センター
平成15年11月 4日(火)	第8回幹事会	第7回合併協議会提案事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成15年11月11日(火) ～ 11月12日(水)	先進地視察研修	委員20名参加	香川県 さぬき市
平成15年11月13日(木)	第7回栗原地域合併協議会	新市建設計画(第1章序論 第2章新市の概況)について 外2件	花山村 石楠花センター

開催日	事業	内容	開催場所
平成15年11月17日(月)	第9回幹事会	第8回合併協議会提案事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成15年11月17日(月) ～11月18日(火)	先進地視察研修	委員22名参加	山梨県 南アルプス市
平成15年11月27日(木)	第8回栗原地域合併協議会	上水道事業について 外4件	一迫町 活性化センター
平成15年12月 1日(月)	第10回幹事会	第9回合併協議会提案事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成15年12月11日(木)	第9回栗原地域合併協議会	商工観光関係事業について 外5件	金成町 けやき会館
平成15年12月14日(日)	第11回幹事会	第10回合併協議会提案事項について 外	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成15年12月25日(木)	第10回栗原地域合併協議会	新市の名称について 外4件 新市名称「栗原市」に決定	若柳町 ドリームパル
平成16年 1月 5日(月)	第12回幹事会	第11回合併協議会提案事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成16年 1月15日(木)	第11回栗原地域合併協議会	下水道事業について 外6件	栗駒町 農業団地センター
平成16年 1月26日(月)	第13回幹事会	第12回合併協議会提案事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成16年 2月 5日(木)	第12回栗原地域合併協議会	介護保険事業の取扱いについて 外7件	志波姫町 エポカ21
平成16年 2月 9日(月)	第14回幹事会	第13回栗原地域合併協議会提案事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成16年 2月13日(金)	第13回栗原地域合併協議会	新市建設計画(第4章 建設計画 第5章 公共的施設の適正配置と整備)について 外3件	志波姫町 エポカ21
平成16年 2月16日(月)	第15回幹事会	第14回栗原地域合併協議会提案事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成16年 2月26日(木)	第14回栗原地域合併協議会	児童福祉事業について 外6件	金成町 やすらぎセンター
平成16年 3月 1日(月)	第16回幹事会	第15回栗原地域合併協議会提案事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成16年 3月 9日(火)	第17回幹事会	第15回栗原地域合併協議会提出事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成16年 3月11日(木)	第15回栗原地域合併協議会	一部事務組合等の取扱い(その2)について 外1件	築館町 ふるさとセンター
平成16年 3月15日(月)	第18回幹事会	新市建設計画(第6章 財政計画)について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成16年 3月22日(月)	第19回幹事会	第16回栗原地域合併協議会提案事項について	築館町 築館合同庁舎 第1会議室
平成16年 3月25日(木)	第16回栗原地域合併協議会	地域審議会の取扱いについて 外1件	若柳町 ドリームパル

各小委員会及び附属機関等

区 分	開催回数	開催日	開催場所
新市の名称検討委員会	2回	平成15年 9月21日(日)	築館町役場 講堂
		平成15年12月 5日(金)	築館合同庁舎 第5会議室
議会議員の定数及び任期等検討小委員会	8回	平成15年10月 5日(日)	築館町役場 講堂
		平成15年10月24日(土)	築館町 ふるさとセンター
		平成15年11月 2日(日)	築館合同庁舎 第5会議室
		平成15年11月25日(火)	築館合同庁舎 第5会議室
		平成15年11月27日(木)	一迫町役場 会議室
		平成15年12月11日(木)	金成町役場 会議室
		平成15年12月26日(金)	築館合同庁舎 第5会議室
		平成16年 1月15日(木)	栗駒町役場 会議室(伝創館)
新市の事務所の位置等検討小委員会	6回	平成15年10月 5日(日)	築館町役場 講堂
		平成15年10月15日(水)	築館町 ふるさとセンター
		平成15年10月31日(金)	築館町 ふるさとセンター
		平成15年11月24日(月)	築館合同庁舎 第5会議室
		平成15年12月 8日(月)	築館合同庁舎 第5会議室
		平成16年 1月 6日(火)	築館合同庁舎 第5会議室
農業委員会委員の定数等検討委員会	3回	平成15年12月21日(日)	築館合同庁舎 第5会議室
		平成16年 1月13日(火)	築館合同庁舎 第5会議室
		平成16年 1月27日(火)	築館合同庁舎 第1会議室
まちづくり検討委員会	6回	平成15年 9月21日(日)	築館町 栗原文化会館
		平成15年10月18日(土)	築館町 栗原文化会館
		平成15年10月24日(金)	築館町 栗原文化会館
		平成15年12月 3日(水)	築館町 栗原文化会館
		平成15年12月 6日(土)	築館町 栗原文化会館
		平成16年 1月24日(土)	築館町 栗原文化会館
住民ワークショップ	4回	平成15年 8月31日(日)	金成町 やすらぎセンター
		平成15年 9月 7日(日)	築館町 栗原文化会館
		平成15年 9月14日(日)	築館町役場
		平成15年 9月25日(木)	築館町 栗原文化会館

認定第 1 号

平成 1 5 年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について

平成 1 5 年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について、別紙のとおり
監査委員の報告をつけて協議会の認定に付する。

平成 1 6 年 6 月 8 日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

平成 年 月 日認定

平成 15 年度 栗原地域合併協議会 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	収入済額	予算現額と収入済額との比較
1 負 担 金		45,000,000	45,000,000	0
	1 負 担 金	45,000,000	45,000,000	0
2 県 支 出 金		1,000,000	1,000,000	0
	1 県 補 助 金	1,000,000	1,000,000	0
4 諸 収 入		1,580,000	1,580,608	608
	1 諸 収 入	1,580,000	1,580,608	608
歳 入 合 計		47,580,000	47,580,608	608

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較
1 運 営 費		25,051,000	24,430,950	620,050
	1 会 議 費	9,078,000	9,019,383	58,617
	2 事 務 費	15,973,000	15,411,567	561,433
2 事 業 費		21,949,000	21,927,777	21,223
	1 事 業 費	21,949,000	21,927,777	21,223
3 予 備 費		580,000	0	580,000
	1 予 備 費	580,000	0	580,000
歳 出 合 計		47,580,000	46,358,727	1,221,273

歳 入 総 額	47,580,608 円
歳 出 総 額	46,358,727 円
歳 入 歳 出 差 引 額	1,221,881 円

平成15年度 栗原地域合併協議会歳入歳出決算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位：円)

款	予 算 現 額			収 入 済 額
	当初予算額	補正予算額	計	
1 負 担 金	50,000,000	5,000,000	45,000,000	45,000,000
2 県 支 出 金	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000
4 諸 収 入	1,500,000	80,000	1,580,000	1,580,608
歳 入 合 計	52,500,000	4,920,000	47,580,000	47,580,608

歳 出

(単位：円)

款	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額
	当初予算額	補正予算額	予備費支出及 び流用増減	計		
1 運 営 費	22,309,000	2,742,000	0	25,051,000	24,430,950	620,050
2 事 業 費	29,691,000	7,742,000	0	21,949,000	21,927,777	21,223
3 予 備 費	500,000	80,000	0	580,000	0	580,000
歳 出 合 計	52,500,000	4,920,000	0	47,580,000	46,358,727	1,221,273

2. 歳 入

(単位：円)

款 項 目			予 算 現 額			収入済額	備 考	
			当初予算額	補正予算額	計			節
款	項	目				区分	金額	
1	1	負 担 金	50,000,000	5,000,000	45,000,000		45,000,000	
		負 担 金	50,000,000	5,000,000	45,000,000		45,000,000	
		負 担 金	50,000,000	5,000,000	45,000,000	1 負 担 金	45,000,000	45,000,000
2	1	県支出金	1,000,000	0	1,000,000		1,000,000	
		県補助金	1,000,000	0	1,000,000		1,000,000	
		県補助金	1,000,000	0	1,000,000	1 県 交 付 金	1,000,000	1,000,000
5	1	諸 収 入	1,500,000	80,000	1,580,000		1,580,608	
		諸 収 入	1,500,000	80,000	1,580,000		1,580,608	
		諸 収 入	1,500,000	80,000	1,580,000	1 雑 入		1,580,608
歳 入 合 計			52,500,000	4,920,000	47,580,000		47,580,608	

3. 歳 出

(単位：円)

款 項 目			予 算				現 額		支出済額	不 用 額	備 考
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び 流用増減	計	節				
款	項	目					区分	金額			
1		運 営 費	22,309,000	2,742,000	0	25,051,000			24,430,950	620,050	
	1	会 議 費	7,860,000	1,218,000	0	9,078,000			9,019,383	58,617	
		1 会 議 費	7,860,000	1,218,000	0	9,078,000			9,019,383	58,617	
							1 報 酬	3,640,000	3,620,000	20,000	協議会委員、各小委員会委員等報酬 3,620,000
							9 旅 費	3,694,000	3,686,002	7,998	費用弁償 1,112,969 協議会委員、各小委員会委員等費用弁償 1,112,969 普通旅費 2,573,033 先進地視察研修等旅費 2,573,033
							11 需 用 費	322,000	317,569	4,431	食糧費 317,569 協議会、各小委員会時等飲物代 317,569
							13 委 託 料	934,000	914,912	19,088	協議会、各小委員会会議録作成委託料 914,912
							14 使 用 料 及び賃借料	488,000	480,900	7,100	協議会、各小委員会会場使用料 172,550 視察研修時バス借上料 308,350
	2	事 務 費	14,449,000	1,524,000	0	15,973,000			15,411,567	561,433	
		1 事 務 費	14,449,000	1,524,000	0	15,973,000			15,411,567	561,433	
							3 職 員 手 当 等	330,000	326,161	3,839	時間外勤務手当 326,161
							4 共 済 費	81,000	80,710	290	臨時職員社会保険料等 80,710
							7 賃 金	866,000	863,910	2,090	臨時職員賃金 863,910
							9 旅 費	866,000	853,782	12,218	普通旅費 853,782 事務局職員旅費 853,782
							11 需 用 費	7,129,000	6,799,972	329,028	消耗品費 5,996,032 コピー・印刷用紙、インク等消耗品 4,484,581

款 項 目			予 算				現 額		支出済額	不 用 額	備 考
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び 流用増減	計	節				
款	項	目					区分	金額			
										各種事務用品等 1,511,451	
										燃料費 131,327	
										暖房用灯油、公用車燃料代 131,327	
										食糧費 9,450	
										視察研修時土産代 9,450	
										印刷製本費 159,406	
										協議会封筒印刷等 159,406	
										光熱水費 385,297	
										庁舎光熱水費 385,297	
										修繕費 118,460	
										公用車点検修理代 118,460	
						12 役 務 費	718,000	705,554	12,446	電話料・郵送料・インターネット利用料等 705,554	
						14 使 用 料 及び賃借料	3,921,000	3,721,397	199,603	北° 機・パソコン・プリンター機賃借料等 3,721,397	
						18 備 品 購 入 費	1,440,000	1,438,322	1,678	机・椅子・書庫等備品 1,438,322	
						19 負担金、補助 及び交付金	622,000	621,759	241	庁舎管理費負担金 621,759	
2		事 業 費	29,691,000	7,742,000	0	21,949,000		21,927,777	21,223		
	1	事 業 費	29,691,000	7,742,000	0	21,949,000		21,927,777	21,223		
		1 事 業 費	29,691,000	7,742,000	0	21,949,000		21,927,777	21,223		
							1 報 酬	656,000	656,000	0	付属機関委員報酬 656,000
							8 報 償 費	631,000	630,329	671	ワケジョブ 委員等謝礼・新市名称受賞者記念品代 630,329
							9 旅 費	216,000	214,980	1,020	費用弁償 156,060 付属機関委員費用弁償 156,060

款 項 目			予 算 現 額				支出済額	不 用 額	備 考
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び 流用増減	計			
款	項	目					区分	金額	
									普通旅費 58,920 まちづくり講演会等講師旅費 58,920
						11 需 用 費 12,148,000	12,145,984	2,016	消耗品費 1,990,200 合併啓発資材等、セミナー時等消耗品代 1,990,200 食糧費 101,899 各種会議時飲物代、セミナー時土産代 101,899 印刷製本費 10,053,885 協議会だより印刷代 5,388,615 将来構想ダイジェスト印刷代 1,454,838 住民懇談会資料印刷代 2,425,500 ポスター、チラシ印刷代等 784,932
						13 委 託 料 8,177,000	8,160,221	16,779	新市建設計画策定等支援業務委託料 6,058,500 付属機関会議録作成委託料 56,321 ホームページ作成管理業務委託料等 2,045,400
						14 使 用 料 及び賃借料 121,000	120,263	737	付属機関等会議会場使用料 120,263
3			予 備 費	500,000	80,000	0	580,000	0	580,000
	1		予 備 費	500,000	80,000	0	580,000	0	580,000
		1	予 備 費	500,000	80,000	0	580,000	0	580,000
							予 備 費 580,000	0	580,000
歳 出 合 計				52,500,000	4,920,000	0	47,580,000	46,358,727	1,221,273

平成16年5月21日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫 殿

栗原地域合併協議会
監査委員 菅原貞夫

栗原地域合併協議会
監査委員 菅原正晃

平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算の監査報告について

平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について監査を実施したので、栗原地域合併協議会規約第17条第2項の規定により、その結果について次のとおり報告する。

平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算監査報告

1. 監査の概要

1) 監査の対象

平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算

2) 監査の実施日

平成16年5月17日

3) 監査の手続き

監査に付された平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について、計数等の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等により監査を実施した。

2. 監査の結果

監査に付された平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出決算について、関係諸帳簿その他証書類との照合した結果、誤りのないものと認めた。また、予算の執行及び関連する事務処理は、適正に処理されているものと認めた。

議案第 7 号

平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)について

平成16年度栗原地域合併協議会補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ721千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,222千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年 6月 8日提出

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

平成 年 月 日決定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 負担金		5,000	0	5,000
	1 負担金	5,000	0	5,000
2 県支出金		19,000	0	19,000
	1 県支出金	19,000	0	19,000
3 繰越金		500	721	1,221
	1 繰越金	500	721	1,221
4 諸収入		1	0	1
	1 諸収入	1	0	1
歳入合計		24,501	721	25,222

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		16,634	0	16,634
	1 会議費	2,240	0	2,240
	2 事務費	14,394	0	14,394
2 事業費		7,367	611	7,978
	1 事業費	7,367	611	7,978
3 予備費		500	110	610
	1 予備費	500	110	610
歳出合計		24,501	721	25,222

平成16年度栗原地域合併協議会歳入歳出補正予算事項別明細書（補正第1号）

1. 総括

歳入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	500	721	1,221
歳入合計	24,501	721	25,222

歳出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	その他	
2 事業費	7,367	611	7,978			611
3 予備費	500	110	610			110
歳出合計	24,501	721	25,222			721

2. 歳 入

3 款 繰 越 金

1 項 繰 越 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	500	721	1,221	1 繰越金	721	平成15年度からの繰越金
計	500	721	1,221		721	

歳入合計	補正前の額	補正額	計
		24,501	721

3. 歳 出

2 款 事 業 費

1 項 事 業 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
1 事業費	7,367	611	7,978			611	11 需用費	511	消耗品費 印刷製本費	194 317
							14 使用料及び賃借料	100	合併調印式会場借上料等	100
計	7,367	611	7,978			611		611		

3款 予 備 費

1項 予 備 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	その他				
1 予備費	500	110	610			110			補正増
計	500	110	610			110			

歳出合計	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	その他				
	24,501	721	25,222			721			

報告第 2 3 号

栗原地域合併協議会事務局規程の一部改正について

栗原地域合併協議会事務局規程の一部を、別紙のとおり改正したので報告する。

平成 1 6 年 6 月 8 日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

栗原地域合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、栗原地域合併協議会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会、小委員会、附属機関、幹事会及び専門部会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項に関すること

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務担当、調整担当を置く。

2 各担当の分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置き、会長がこれを任命する。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故があるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、上司の命を受け、担当する職務を行う。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(会長の決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算(案)及び決算(案)
- (4) 規程の制定及び改廃
- (5) その他事務局長が特に重要であると認める事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入等の契約の締結に関すること
- (2) 物品及び現金の出納に関すること
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること
- (4) その他軽易な事項に関すること

(代決)

第8条 会長が不在のときは、あらかじめ会長の指名する副会長が代決することができる。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長が代決することができる。
- 3 事務局長が不在のときは、事務局長があらかじめ指名した事務局次長が代決することができる。

(文書の取扱い)

第9条 協議会における文書の收受、配布、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は会長の属する町村の文書取扱規程及び公用文に関する規程を準用する。ただし、公用文の記号については「栗合協」とする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する町村の例による。

(職員の給与等)

第11条 職員の給与等については、それぞれの職員が属する町村又は県で支給する。ただし、県からの派遣職員についての時間外勤務手当及び休日勤務手当については、協議会が支給する。

- 2 臨時職員の給与等は、会長の属する町村の例により、協議会が支給する。
- 3 事務局の職員の旅費については、会長の属する町村の例により、協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成16年5月1日)

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

担当名	分 掌 事 務
<p>総 務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併の諸手続きに関する事 2 協議会及び幹事会の運営に関する事 3 国及び宮城県との連絡調整に関する事 4 協議会予算及び決算に関する事 5 協議会の庶務会計に関する事 6 合併準備に関する事 7 合併協定書案の取りまとめに関する事 8 市制施行協議に関する事 9 新市の予算編成に関する事 10 電算システムの統合に関する事 11 企画財政専門部会に関する事 12 協議会の広報に関する事 13 その他、合併に関する事
<p>調 整</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門部会の運営に関する事 2 分科会の調整に関する事 3 事務事業調整表の作成に関する事 4 例規整備に関する事 5 その他、合併に関する事

栗原地域合併協議会事務局規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>(組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に<u>総務担当、調整担当</u> ____を置く。</p> <p>2 <u>各担当</u>の分掌事務は、別表のとおりとする。</p>	<p>(省略)</p> <p>(組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に<u>総務第1班、総務第2班、計画第1班、計画第2班、調整第1班及び調整第2班</u>を置く。</p> <p>2 <u>各班</u>の分掌事務は、別表のとおりとする。</p>
<p>(省略)</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。</p> <p>2 事務局次長は、上司の命を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 事務局内の連絡及び調整</p> <p>(2) 事務局長の職務の補佐</p> <p>(3) 事務局長に事故があるとき又は欠けたときの職務の代理</p> <p>3 班長は、上司の命を受け、<u>担当する</u>職務を行う。</p> <p>_____ (削除)</p> <p>_____ (削除)</p> <p>4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。</p> <p>2 事務局次長は、上司の命を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 事務局内の連絡及び調整</p> <p>(2) 事務局長の職務の補佐</p> <p>(3) 事務局長に事故があるとき又は欠けたときの職務の代理</p> <p>3 班長は、上司の命を受け、<u>次に掲げる</u>職務を行う。</p> <p>(1) <u>分掌する班の事務の総括管理</u></p> <p>(2) <u>各班相互の連絡及び調整</u></p> <p>4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。</p> <p>(省略)</p>

別表（第3条関係）新旧対照表

（改正後）

（改正前）

担当名	分 掌 事 務	班 名	分 掌 事 務	
総 務	1 合併の諸手続きに関する事	総務第1班	1 合併の諸手続きに関する事	
	2 協議会及び幹事会の運営に関する事		2 協議会及び幹事会の運営に関する事	
	3 国及び宮城県との連絡調整に関する事		3 市制施行協議に関する事	
	4 協議会予算及び決算に関する事		4 国及び宮城県との連絡調整に関する事	
	5 協議会の庶務会計に関する事		5 予算及び決算に関する事	
	6 合併準備に関する事		6 協議会の庶務会計に関する事	
	7 合併協定書案の取りまとめに関する事		7 合併協定書案の取りまとめに関する事	
	8 市制施行協議に関する事	総務第2班	1 協議会及び幹事会の運営に関する事	
	9 新市の予算編成に関する事		2 小委員会の運営に関する事	
	10 電算システムの統合に関する事		3 協議会の広報に関する事	
	11 企画財政専門部会に関する事		4 その他、他の班に属さないこと	
	12 協議会の広報に関する事		計画第1班	1 新市建設計画の策定に関する事
	13 その他、合併に関する事			2 住民説明会に関する事
	3 国及び宮城県との連絡調整に関する事			
	4 電算システムの統合に関する事			
	5 附属機関等の運営に関する事			
	6 企画財政専門部会に関する事			
調 整	1 専門部会の運営に関する事	計画第2班	1 新市建設計画の策定に関する事	
	2 分科会の調整に関する事		2 新市財政計画の策定に関する事	
	3 事務事業調整表の作成に関する事		3 新市の予算編成に関する事	
	4 例規整備に関する事		4 合併特例債事業に関する事	
	5 その他、合併に関する事		5 企画財政専門部会に関する事	
		調整第1班	1 小委員会の運営に関する事	
			2 専門部会の運営に関する事	
			3 分科会の調整に関する事	
			4 事務事業現況調査（総括）及び関係町村間の調整に関する事	
			5 事務事業調整表の作成に関する事	
	調整第2班	6 例規原案の作成に関する事		
		7 合併協定項目調整案の取りまとめに関する事		
		1 小委員会の運営に関する事		
		2 専門部会の運営に関する事		
		3 分科会の調整に関する事		
		4 事務事業現況調査（総括）及び関係町村間の調整に関する事		
		5 事務事業調整表の作成に関する事		
	6 例規原案の作成に関する事			
	7 合併協定項目調整案の取りまとめに関する事			

報告第24号

新市建設計画における宮城県との協議について

新市建設計画について、別紙のとおり宮城県との協議が整ったので報告する。

平成16年6月8日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

宮城県との新市建設計画に係る協議の経過

年 月 日	協 議 内 容
16.4.7	第17回合併協議会において承認
4.8	事前協議（提出）
4.30	事前協議（回答）
5.7	町村長会において修正箇所の協議
”	本協議（提出）
5.31	本協議（回答）
6.8	第19回合併協議会において修正箇所の報告と県協議終了の報告

市町村 第 1 8 5 号
平成 1 6 年 5 月 3 1 日

栗原地域合併協議会会長 殿

宮城県知事 浅野 史郎

新市建設画作成に係る本協議について（回答）

平成 1 6 年 5 月 7 日付け栗合協第 8 号で協議のありましたこのことについては、異議ありません。

新市建設計画修正の新旧対照表（その1）

	頁	行	新	旧																																													
1	31		<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策の方針</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新エネルギー等の導入</td> <td>自然エネルギー導入の促進</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域内廃棄物のエネルギー化促進</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">環境負荷の軽減</td> <td rowspan="4">ごみリサイクルシステムの構築</td> <td>資源リサイクル家畜環境総合整備事業²</td> </tr> <tr> <td>エコタウンプランの推進</td> </tr> <tr> <td>リサイクル活動の推進</td> </tr> <tr> <td>資源循環型社会形成の意識啓発</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ³の整備検討</td> </tr> <tr> <td>地域ニーズに対応したエコファクトリー⁴(リサイクル団地)の形成推進</td> </tr> <tr> <td>ゼロ・エミッション化の推進</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>省エネルギー社会の推進</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化の防止</td> <td>地球温暖化防止実行計画の策定</td> </tr> <tr> <td>環境教育の推進</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4 / エコファクトリー</u> 生態系の保全と環境破壊を防ぐために最適な技術を導入した生産工程を有する工場。</p>	施策の方針	事業名	事業概要	新エネルギー等の導入	自然エネルギー導入の促進	(略)	地域内廃棄物のエネルギー化促進	(略)	環境負荷の軽減	ごみリサイクルシステムの構築	資源リサイクル家畜環境総合整備事業 ²	エコタウンプランの推進	リサイクル活動の推進	資源循環型社会形成の意識啓発	リサイクルプラザ ³ の整備検討	地域ニーズに対応したエコファクトリー ⁴ (リサイクル団地)の形成推進	ゼロ・エミッション化の推進	(略)	省エネルギー社会の推進	(略)	地球温暖化の防止	地球温暖化防止実行計画の策定	環境教育の推進	(略)	<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策の方針</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新エネルギー等の導入</td> <td>自然エネルギー導入の促進</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域内廃棄物のエネルギー化促進</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">環境負荷の軽減</td> <td rowspan="4">ごみリサイクルシステムの構築</td> <td>資源リサイクル家畜環境総合整備事業²</td> </tr> <tr> <td>エコタウンプランの推進</td> </tr> <tr> <td>リサイクル活動の推進</td> </tr> <tr> <td>資源循環型社会形成の意識啓発</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ³の整備検討</td> </tr> <tr> <td>ゼロ・エミッション化の推進</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>省エネルギー社会の推進</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境教育の推進</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施策の方針	事業名	事業概要	新エネルギー等の導入	自然エネルギー導入の促進	(略)	地域内廃棄物のエネルギー化促進	(略)	環境負荷の軽減	ごみリサイクルシステムの構築	資源リサイクル家畜環境総合整備事業 ²	エコタウンプランの推進	リサイクル活動の推進	資源循環型社会形成の意識啓発	リサイクルプラザ ³ の整備検討	ゼロ・エミッション化の推進	(略)	省エネルギー社会の推進	(略)	環境教育の推進	(略)
施策の方針	事業名	事業概要																																															
新エネルギー等の導入	自然エネルギー導入の促進	(略)																																															
	地域内廃棄物のエネルギー化促進	(略)																																															
環境負荷の軽減	ごみリサイクルシステムの構築	資源リサイクル家畜環境総合整備事業 ²																																															
		エコタウンプランの推進																																															
		リサイクル活動の推進																																															
		資源循環型社会形成の意識啓発																																															
	リサイクルプラザ ³ の整備検討																																																
	地域ニーズに対応したエコファクトリー ⁴ (リサイクル団地)の形成推進																																																
ゼロ・エミッション化の推進	(略)																																																
省エネルギー社会の推進	(略)																																																
地球温暖化の防止	地球温暖化防止実行計画の策定																																																
環境教育の推進	(略)																																																
施策の方針	事業名	事業概要																																															
新エネルギー等の導入	自然エネルギー導入の促進	(略)																																															
	地域内廃棄物のエネルギー化促進	(略)																																															
環境負荷の軽減	ごみリサイクルシステムの構築	資源リサイクル家畜環境総合整備事業 ²																																															
		エコタウンプランの推進																																															
		リサイクル活動の推進																																															
		資源循環型社会形成の意識啓発																																															
	リサイクルプラザ ³ の整備検討																																																
	ゼロ・エミッション化の推進	(略)																																															
省エネルギー社会の推進	(略)																																																
環境教育の推進	(略)																																																

	頁	行	新	旧
2	3 1	4 ~ 5	<p>環境負荷の軽減</p> <p>エコタウンプランを全体的視野から再検討し、ごみのリサイクルシステムの構築や環境負荷を軽減するゼロ・エミッション化に向けた資源循環型社会の形成を目指します。</p> <p>また、<u>地球温暖化防止に向け</u>、地球にやさしい省エネルギー型社会を構築するために、社会全体での省エネルギーやリサイクルなど、地域住民が環境に対する意識・啓発を高めるための環境教育を推進します。</p>	<p>環境負荷の軽減</p> <p>エコタウンプランを全体的視野から再検討し、ごみのリサイクルシステムの構築や環境負荷を軽減するゼロ・エミッション化に向けた資源循環型社会の形成を目指します。</p> <p>また、地球にやさしい省エネルギー型社会を構築するために、社会全体での省エネルギーやリサイクルなど、地域住民が環境に対する意識・啓発を高めるための環境教育を推進します。</p>

	頁	行	新	旧																												
3 、 4	40	13 、 16	<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策の方針</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新たな生産システムの構築</td> <td>農業の企業化等雇用環境の改善</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農産品、加工品のブランド化</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域産業の充実</td> <td>水田農業の振興</td> <td>集落営農の推進 農業近代化施設の整備 <u>農村総合整備事業の推進</u> 農業用施設の整備 ほ場整備等農業基盤の整備 <u>削除</u> かんがい排水事業の推進</td> </tr> <tr> <td>観光の活性化</td> <td>地域情報の発信促進</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施策の方針	事業名	事業概要	新たな生産システムの構築	農業の企業化等雇用環境の改善	(略)	農産品、加工品のブランド化	(略)	地域産業の充実	水田農業の振興	集落営農の推進 農業近代化施設の整備 <u>農村総合整備事業の推進</u> 農業用施設の整備 ほ場整備等農業基盤の整備 <u>削除</u> かんがい排水事業の推進	観光の活性化	地域情報の発信促進	(略)	<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策の方針</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新たな生産システムの構築</td> <td>農業の企業化等雇用環境の改善</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農産品、加工品のブランド化</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域産業の充実</td> <td>水田農業の振興</td> <td>集落営農の推進 農業近代化施設の整備 <u>農村振興総合対策事業の推進</u> 農業用施設の整備 ほ場整備等農業基盤の整備 <u>土地改良事業の推進</u> かんがい排水事業の推進</td> </tr> <tr> <td>観光の活性化</td> <td>地域情報の発信促進</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施策の方針	事業名	事業概要	新たな生産システムの構築	農業の企業化等雇用環境の改善	(略)	農産品、加工品のブランド化	(略)	地域産業の充実	水田農業の振興	集落営農の推進 農業近代化施設の整備 <u>農村振興総合対策事業の推進</u> 農業用施設の整備 ほ場整備等農業基盤の整備 <u>土地改良事業の推進</u> かんがい排水事業の推進	観光の活性化	地域情報の発信促進	(略)
施策の方針	事業名	事業概要																														
新たな生産システムの構築	農業の企業化等雇用環境の改善	(略)																														
	農産品、加工品のブランド化	(略)																														
地域産業の充実	水田農業の振興	集落営農の推進 農業近代化施設の整備 <u>農村総合整備事業の推進</u> 農業用施設の整備 ほ場整備等農業基盤の整備 <u>削除</u> かんがい排水事業の推進																														
観光の活性化	地域情報の発信促進	(略)																														
施策の方針	事業名	事業概要																														
新たな生産システムの構築	農業の企業化等雇用環境の改善	(略)																														
	農産品、加工品のブランド化	(略)																														
地域産業の充実	水田農業の振興	集落営農の推進 農業近代化施設の整備 <u>農村振興総合対策事業の推進</u> 農業用施設の整備 ほ場整備等農業基盤の整備 <u>土地改良事業の推進</u> かんがい排水事業の推進																														
観光の活性化	地域情報の発信促進	(略)																														

	頁	行	新	旧
5	4 5	2 2	<p>2 <u>新市における宮城県事業</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 支援の基本方針 (略)</p> <p>(2) 支援策の概要 県事業の実施による支援</p> <p>イ．交通体系整備の支援</p> <p> <u>国道398号線及び457号線</u>をはじめとする整備方針を踏まえて、広域交流や地域間交流の促進、地域内交通の円滑化など地域住民の利便性向上を目指した道路整備が行われます。</p> <p> また、広域交流の人口増加や地域産業の活性化を図るために、みやぎ県北高速幹線道路(主要地方道 築館登米線)をはじめとする、主要地方道の整備も取り組まれます。</p>	<p>2 <u>新市における宮城県事業</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 支援の基本方針 (略)</p> <p>(2) 支援策の概要 県事業の実施による支援</p> <p>イ．交通体系整備の支援</p> <p> <u>国道4号線、398号線及び457号線</u>をはじめとする整備方針を踏まえて、広域交流や地域間交流の促進、地域内交通の円滑化など地域住民の利便性向上を目指した道路整備が行われます。</p> <p> また、広域交流の人口増加や地域産業の活性化を図るために、みやぎ県北高速幹線道路(主要地方道 築館登米線)をはじめとする、主要地方道の整備も取り組まれます。</p>

	頁	行	新	旧																												
6	4 6	2 ~ 3 4	<p>【事業名】</p> <hr/> <table border="0"> <tr> <td>一般県道 若柳築館線</td> <td>若柳内谷川</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="0"> <tr> <td>一般県道 くりこま高原停車場伊豆沼線</td> <td>若柳多賀</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>一般県道 大門有壁線</td> <td>金成有壁</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>一般県道 文字下細倉線</td> <td>栗駒下山神</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>□ . 治山治水・交通安全対策の支援 (略)</p> <p>【事業名】</p> <hr/> <p>(略)</p> <table border="0"> <tr> <td>一般県道 栗駒金成線 歩道設置</td> <td>栗駒鳥沢</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>一般県道 有壁若柳線 自歩道設置</td> <td>若柳武鎗</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>一般県道 田尻瀬峰線 歩道設置</td> <td>瀬峰藤沢</td> </tr> </table> <p>八 . 農業基盤整備の支援 (略)</p>	一般県道 若柳築館線	若柳内谷川	一般県道 くりこま高原停車場伊豆沼線	若柳多賀	一般県道 大門有壁線	金成有壁	一般県道 文字下細倉線	栗駒下山神	一般県道 栗駒金成線 歩道設置	栗駒鳥沢	一般県道 有壁若柳線 自歩道設置	若柳武鎗	一般県道 田尻瀬峰線 歩道設置	瀬峰藤沢	<p>【事業名】</p> <hr/> <table border="0"> <tr> <td>県道 若柳築館線</td> <td>若柳内谷川</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="0"> <tr> <td>県道 くりこま高原停車場伊豆沼線</td> <td>若柳多賀</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>県道 大門有壁線</td> <td>金成有壁</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>県道 文字下細倉線</td> <td>栗駒下山神</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>□ . 治山治水・交通安全対策の支援 (略)</p> <p>【事業名】</p> <hr/> <p>(略)</p> <table border="0"> <tr> <td>県道 栗駒金成線 歩道設置</td> <td>栗駒鳥沢</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>県道 有壁若柳線 自歩道設置</td> <td>若柳武鎗</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>県道 田尻瀬峰線 歩道設置</td> <td>瀬峰藤沢</td> </tr> </table> <p>八 . 農業基盤整備の支援 (略)</p>	県道 若柳築館線	若柳内谷川	県道 くりこま高原停車場伊豆沼線	若柳多賀	県道 大門有壁線	金成有壁	県道 文字下細倉線	栗駒下山神	県道 栗駒金成線 歩道設置	栗駒鳥沢	県道 有壁若柳線 自歩道設置	若柳武鎗	県道 田尻瀬峰線 歩道設置	瀬峰藤沢
一般県道 若柳築館線	若柳内谷川																															
一般県道 くりこま高原停車場伊豆沼線	若柳多賀																															
一般県道 大門有壁線	金成有壁																															
一般県道 文字下細倉線	栗駒下山神																															
一般県道 栗駒金成線 歩道設置	栗駒鳥沢																															
一般県道 有壁若柳線 自歩道設置	若柳武鎗																															
一般県道 田尻瀬峰線 歩道設置	瀬峰藤沢																															
県道 若柳築館線	若柳内谷川																															
県道 くりこま高原停車場伊豆沼線	若柳多賀																															
県道 大門有壁線	金成有壁																															
県道 文字下細倉線	栗駒下山神																															
県道 栗駒金成線 歩道設置	栗駒鳥沢																															
県道 有壁若柳線 自歩道設置	若柳武鎗																															
県道 田尻瀬峰線 歩道設置	瀬峰藤沢																															

	頁	行	新	旧
7	47	3	<p>【事業名】</p> <hr/> <p>(略)</p> <hr/> <p>地域水田農業支援排水対策特別事業 若柳伊豆沼第2工区</p> <hr/> <p>(略)</p> <hr/>	<p>【事業名】</p> <hr/> <p>(略)</p> <hr/> <p>水田農業経営確立排水対策事業 若柳伊豆沼第2工区</p> <hr/> <p>(略)</p> <hr/>
8	47	25	<p>【事業名】</p> <hr/> <p>農業集落排水事業 一迫(姫松,高橋),築館横須賀</p> <hr/> <p>(略)</p> <hr/>	<p>【事業名】</p> <hr/> <p>農業集落排水事業 金成有壁,一迫(姫松,高橋),築館横須賀</p> <hr/> <p>(略)</p> <hr/>

	頁	行	新	旧
9	48	5 ~ 7	<p>補助事業等による支援</p> <p>イ．消防防災施設等整備の支援 (略)</p> <p>ロ．商工会活動の広域化促進のための支援 <u>商工会の合併を促進し、組織体制・運営基盤の拡充を図り、相談指導機能を強化するために、合併に係る環境整備などの経費の一部が補助されます。</u></p> <p>ハ．地域交通の確保のための支援 (略)</p> <p>ニ．その他の支援 (略)</p>	<p>補助事業等による支援</p> <p>イ．消防防災施設等整備の支援 (略)</p> <p>ロ．商工会活動の広域化促進のための支援 <u>商業振興基盤の強化を図るため、現行の商工会の合併を推進し、組織体制・運営基盤の拡充を図る研究事業等に要する経費の一定割合が補助されます。</u></p> <p>ハ．地域交通の確保のための支援 (略)</p> <p>ニ．その他の支援 (略)</p>
10	48	28	<p>人的支援</p> <p>イ．専門的職員の派遣 <u>新市において、今後強化が必要な行政サービスを実施するにあたり、専門的職員が不足する場合は新市の要望に基づき、一定期間、必要に応じて県職員を派遣します。</u></p>	<p>人的支援</p> <p>イ．専門的職員の派遣 <u>新市において、今後強化が必要な行政サービスを実施するにあたり、専門的職員が不足する場合は新市の要望に基づき、一定期間県職員を派遣することを検討します。</u></p>

	頁	行	新	旧
1 1	5 1	1 3	修正なし	<div data-bbox="1323 272 1749 347" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 高齢者・障害者福祉施設 </div> <p>新市における高齢者福祉の施設数は<u>6</u>となります。</p> <p>施設数については、今後の高齢化の進展に伴う入所者の増加を見据え、地域内における民間・法人による管理運営も踏まえ、総合的に検討・調整していく必要があります。</p> <p>障害者福祉施設については、共同作業所や更生・授産施設の充実など、障害者の社会参加や雇用の場となる施設の整備を推進します。</p>

参考：施設数はP 5 3の「類似団体の公共的施設数一覧（平成15年11月現在調べ）」と整合性があるもので、今回の修正案「鷺沢町特別養護老人ホーム」は平成17年4月1日開設予定であり、施設数には含まないとする。

	頁	行	新	旧
追加	5 6	2 4	<p>第6章 財政計画</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>計画策定にあたっての条件</u></p> <p>(略)</p> <p>2 <u>歳入・歳出の主な前提条件</u></p> <p>(1) 歳入 地方税 地方税については、今後の人口推移等を踏まえ、<u>経済情勢、 地域産業振興による効果等も加味しながら、現行税制度を基本</u> として推計しています。 地方交付税 (略)</p>	<p>第6章 財政計画</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>計画策定にあたっての条件</u></p> <p>(略)</p> <p>2 <u>歳入・歳出の主な前提条件</u></p> <p>(1) 歳入 地方税 地方税については、今後の人口推移等を踏まえ、現行税制度 を基本として推計しています。 地方交付税 (略)</p>

	頁	行	新	旧
追加	22	20	<p>2 新市建設の基本方針</p> <p>(1) 自然環境・定住環境分野 豊かな自然環境に抱かれた定住のまち</p> <p>主な施策目標の体系 (略)</p>	<p>2 新市建設の基本方針</p> <p>(1) 自然環境・定住環境分野 豊かな自然環境に抱かれた定住のまち</p> <p>主な施策目標の体系 (略)</p>

新市建設計画修正の新旧対照表（その２）

	頁	行	新	旧
1	45	22	<p>2 <u>新市における宮城県事業</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 支援の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 支援策の概要</p> <p>県事業の実施による支援</p> <p>イ．交通体系整備の支援</p> <p>国道398号及び457号をはじめとする整備方針を踏まえて、広域交流や地域間交流の促進、地域内交通の円滑化など地域住民の利便性向上を目指した道路整備が行われます。</p> <p>また、広域交流の人口増加や地域産業の活性化を図るために、みやぎ県北高速幹線道路(主要地方道 築館登米線)をはじめとする、主要地方道の整備も取り組まれます。</p>	<p>2 <u>新市における宮城県事業</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 支援の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 支援策の概要</p> <p>県事業の実施による支援</p> <p>イ．交通体系整備の支援</p> <p>国道398号線及び457号線をはじめとする整備方針を踏まえて、広域交流や地域間交流の促進、地域内交通の円滑化など地域住民の利便性向上を目指した道路整備が行われます。</p> <p>また、広域交流の人口増加や地域産業の活性化を図るために、みやぎ県北高速幹線道路(主要地方道 築館登米線)をはじめとする、主要地方道の整備も取り組まれます。</p>
2	47	11	<p>【事業名】</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>かんがい排水事業 <u>迫川上流地区(若柳,栗駒,金成)</u> <u>迫川上流3期地区(築館,若柳,一迫,志波姫)</u></p> <hr/> <p>(略)</p>	<p>【事業名】</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>かんがい排水事業 <u>栗駒(迫川上流,迫川上流3期)</u></p> <hr/> <p>(略)</p>

事業地区と関係する町を整理。

報告第 2 5 号

合併協定項目について

合併協定項目について、別紙のとおり調整したので報告する。

平成 1 6 年 6 月 8 日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

協定項目中、合併時まで調整している項目

・ いずれかの例により調整するもの(調整済みのもの) 34件

例: 町の例により合併時まで調整する。

・ 合併時まで調整しなければならない項目 50件

計 84件

・ 今回報告項目数 16件

・ 今後調整すべき項目 34件

今後調整すべき項目については、調整がつき次第、協議会へ報告することになります。

合併協議会協定項目調整内容一覧

No	協議番号	協定項目	協議会調整内容	調整結果
1	協議第29号	保育事業について	1 保育事業 (1)保育時間については、合併時まで調整する。	(1)保育時間 月～金曜日については、若柳町の例により統一する。 土曜日については、若柳町は現行の通り新市に引き継ぎ、その他の町村については、午前7時30分～午後1時までとする。
2	協議第30号	保健関係事業について	保健関係事業については、新市においても実施するものとし、次のとおり調整する。 (1)母子保健事業について 母子手帳の交付等については、合併時まで調整する。 妊婦健診委託については、合併時まで調整する。 産婦、新生児訪問指導については、対象を初産婦、第1子、ハイリスク(未熟児、妊娠中毒症等)に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。 (2)予防接種事業について ポリオ予防接種については、対象月齢を生後3月～90月未満に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。 三種混合ワクチン接種については、対象月齢を生後3月～90月未満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時まで調整する。その他の内容については合併時まで調整する。 ツベルクリン・BCGについては、対象月齢を生後3月～4歳未満に統一するものとし、接種方法は、集団接種の方向で合併時まで調整する。委託先については、病気の特徴を考慮し、専門機関に統一する方向で合併時まで調整する。 麻疹、風疹予防接種については、対象月齢を生後12月～90月未満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時まで調整する。その他の内容については合併時まで調整する。 日本脳炎については、対象月齢を1期生後6月～90月、2期9歳～13歳未満、3期14歳・15歳に統一するものとし、接種方法は、全て個別接種の方向で合併時まで調整する。その他の内容については合併時まで調整する。 二種混合ワクチン接種については、対象月齢を11歳・12歳に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時まで統一する。その他の内容については合併時まで調整する。 (3)老人保健事業(教育等)について 訪問指導については、対象者の需要に迅速に対応することが望ましいことから、委託等も含め合併時まで調整する。 機能訓練については、対象を疾病・負傷等により心身の機能が低下しているものに統一する。その他の内容については合併時まで調整する。 (5)健康づくり推進事業について 健康づくり推進協議会及び保健推進員については、組織等の調整も含めそれぞれ合併時まで調整する。 (6)精神保健事業について 精神障害者小規模作業所運営事業については、現行の通り新市に引き継ぐものとし、全施設、全域で利用できるように調整する。ただし、対象者、指導員報酬については、合併時まで調整する。	保健事業 参考資料1のとおり
3	協議第38号	高齢者福祉事業について	6 在宅老人短期入所事業については、若柳町の例により合併時まで調整する。ただし、委託先及び利用者負担金については合併時まで調整する。	6. (1)委託先については、宮城県偕楽園及び特別養護老人ホーム等とする。 (2)負担金については、委託料の1割とし、食材費は実費負担とする。
4	協議第56号	病院・診療所事業の取扱いについて	5 手数料については、合併時まで調整するものとする。	5.手数料 参考資料2のとおり

事務事業ID	分科会名	項目名	整理区分	事務事業項目名 (事務事業名称)	課題・問題点	調整方針・調整内容 (協議会承認済)	調整結果
19026	保健	母子保健	5	母子手帳の交付	交付方法に差異がみられる。 随時交付:8、曜日・時間指定交付:2 交付体制に差異がみられる。 専門職交付:9、事務職交付:1	母子手帳の交付等については、合併時までに調整する。	交付:総合支所ごとに現行のとおり発行できるようにする。 体制:専門職が交付する。 指導:問診内容を統一し、指導を行う。(地域性を考慮したアンケート可)
19027	保健	母子保健	5	妊婦健診委託	契約機関に差異がみられる。 宮城県医師会のみ:8 岩手県の一部の医師会も含む:2 検査回数が2回~4回と差異がみられる。	妊婦健診委託については、合併時までに調整する。	委託先:宮城県医師会及び岩手県の一部医師会と、県立磐井病院とも契約する。 回数:年間2回
19044	保健	母子保健	5	産婦・新生児訪問指導	対象に差異がみられる。 実施方法(委託、町村担当)等に差異がみられる。 委託金額に差異がみられる。	産婦、新生児訪問指導については、対象を初産婦、第1子、ハイリスク(未熟児、妊娠中毒症等)に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。	回数:1回(ケースにより2回) 時期:28日以内(やむをえない場合はその時期を超えても可) 体制:栗原中央病院に委託。必要場合は市保健師が対応する。 指導内容:栗原中央病院の仕様書に準ずる内容にする。 委託料:新生児 3,000円/1件 産婦 3,000円/1件
19065	保健	予防接種	5	ポリオ予防接種	各町村の実施方法に大きな差異はない。 委託先:金額に差異がみられる。	ポリオ予防接種については、対象月齢を生後3月~90月未満に統一するものとし、その他の内容については、合併時までに調整する。	回数:年2回(春・秋) 接種方法:集団接種 委託先:郡内医師会
19066	保健	予防接種	5	三種混合ワクチン接種	対象月例に差異がみられる。 実施方法(個別接種:6、集団接種:4)に差異がみられる。 委託先:金額に差異がみられる。	三種混合ワクチン接種については、対象月齢を生後3月~90月未満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については合併時までに調整する。	接種方法:個別接種 委託先:郡内医師会、隣接市町(医師会)
19067	保健	予防接種	5	ツベルクリン・BCG	対象月例に差異がみられる。 委託先に差異がみられる。	ツベルクリン・BCGについては、対象月齢を生後3月~4歳未満に統一するものとし、接種方法は、集団接種の方向で合併時までに調整する。委託先については、病気の特性を考慮し、専門機関に統一する方向で合併時までに調整する。	回数:年3回 接種方法:集団接種 委託先:病気の特性を考慮し、専門機関に統一する
19068	保健	予防接種	5	麻疹予防接種	対象月例に差異がみられる。 実施方法(個別接種:7、集団接種:3)に差異がみられる。 委託先:金額に差異がみられる。	麻疹、風疹予防接種については、対象月齢を生後12月~90月未満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については、合併時までに調整する。	接種方法:個別接種 委託先:郡内医師会、隣接市町(医師会)
19069	保健	予防接種	5	風疹予防接種	対象月例に差異がみられる。 実施方法(個別接種:7、集団接種:3)に差異がみられる。 委託先:金額に差異がみられる。	麻疹、風疹予防接種については、対象月齢を生後12月~90月未満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については、合併時までに調整する。	接種方法:個別接種 委託先:郡内医師会、隣接市町(医師会)
19070	保健	予防接種	5	日本脳炎	対象月例に差異がみられる。 実施方法(個別接種:5、集団接種:5)に差異がみられる。 委託先:金額に差異がみられる。	日本脳炎については、対象月齢を1期生後6月~90月、2期9歳~13歳未満、3期14歳~15歳に統一するものとし、接種方法は、全て個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については合併時までに調整する。	接種方法:個別接種 委託先:郡内医師会、隣接市町(医師会)
19071	保健	予防接種	5	二種混合ワクチン接種	実施方法(集団個別併用接種:1、個別接種:1、集団接種:8)に差異がみられる。 委託先:金額に差異がみられる。	二種混合ワクチン接種については、対象月齢を11歳~12歳に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については合併時までに調整する。	接種方法:個別接種 委託先:郡内医師会、隣接市町(医師会)
19012	保健	老人保健事業	5	訪問指導	対象に差異がみられる。 実施方法(委託、町村担当)に差異がある。 委託の場合、金額に差がある。 (ただし、老人保健法に基づく訪問指導事業とする)	訪問指導については、対象者の需要に迅速に対応することが望ましいことから、委託等も含め合併時までに調整する。	対象:実施基準のとおり(市内居住者で、40歳以上で、心身の状況、おかれた環境に照らし保健指導が必要な者) 方法:初回は保健師等(市職員)が訪問。その後は必要に応じて在宅及び関係機関の専門職が継続する。
19102	保健	機能訓練	5	機能訓練	実施:9 実施方法等に差異がみられる。	機能訓練については、対象を疾病・負傷等により心身の機能が低下しているものに統一する。その他の内容については合併時までに調整する。	対象:疾病・外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者 内容:老人保健事業A型の機能訓練を行う。(転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操等を週2回行う。) 体制:職員で実施。保健所の派遣事業等を活用する。 委託:無
19094 19001	保健	健康づくり推進	5	健康づくり推進協議会 保健推進員等育成事業	会の名称や構成メンバーに差異がみられる。 報酬・開催回数に差異がみられる。	健康づくり推進協議会及び保健推進員については、組織等の調整も含めそれぞれ合併時までに調整する。	名称:健康づくり推進協議会 人数:20名以内 構成:保健医療関係、関係行政機関、学校・事業所等、各地域の代表者、その他必要と認める者 任期:2年 活動内容:健康づくりに関する事項を審議(諮問機関) 回数:年2回程度、その他必要と認めた場合 地域の健康課題を保健計画に反映できるよう各地域において需要の把握に努める。 保健推進員 ・各地域には現行どおり保健推進員を置く。 ・新市で保健推進員連絡協議会(仮称)を組織する。 活動内容 ・各種検診申込みの取りまとめ、保健事業への協力等
19061	保健	精神保健	5	精神障害者小規模作業所運営事業	実施:7 対象に差異がみられる。 運営方法に差異がみられる。	精神障害者小規模作業所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、全施設、全域で利用できるように調整する。ただし、対象者、指導員報酬額については合併時までに調整する。	対象者:回復途上にある在宅の精神障害者とそれに準ずる者とする 指導員報酬:基本的には新市の賃金体系に準ずるが、作業所における労働内容から、在宅看護師等の賃金に準ずること 定員:作業所の特性について異なるので、作業所単位とする 指導員数:指導員は作業所単位で専任を1名以上とし、通所者人数や作業内容によって増員することができる 活動日数:各作業所の現状どおりとし、週4日から5日とする 実施場所:現状どおり、7ヶ所 活動内容:現在行われている作業内容とし、通所者の状態に併せて作業内容を決める

病院・診療所事業

診断書及び諸証明書料等	
普通診断書	3,150円
健康(身体)診断書	3,150円
特殊診断書	
恩給用	7,350円
年金疾病用	10,500円
諸種保険用	5,250円
警察・裁判用	10,500円
生命保険死亡診断書	10,500円
生命保険調査書	5,250円
身体障害者手帳証明書	5,250円
一般証明書	2,100円
診療費証明書	2,100円
育成医療意見書	2,100円
自賠責保険診断書	5,250円
自賠責診療明細書	
診断料	5,250円
2ヶ月まで	3,150円
3ヶ月まで	6,300円
4ヶ月以上	9,450円
障害保険診断書	5,250円
死亡診断書	3,150円
屍体検案書	5,250円
屍体検案料	31,500円
時間外・休日	63,000円
深夜	94,500円
医療保険事情調査票	5,250円
介護保険主治医意見書	
イ 在宅 新規	5,250円
更新	4,200円
ロ 施設 新規	4,200円
更新	3,150円

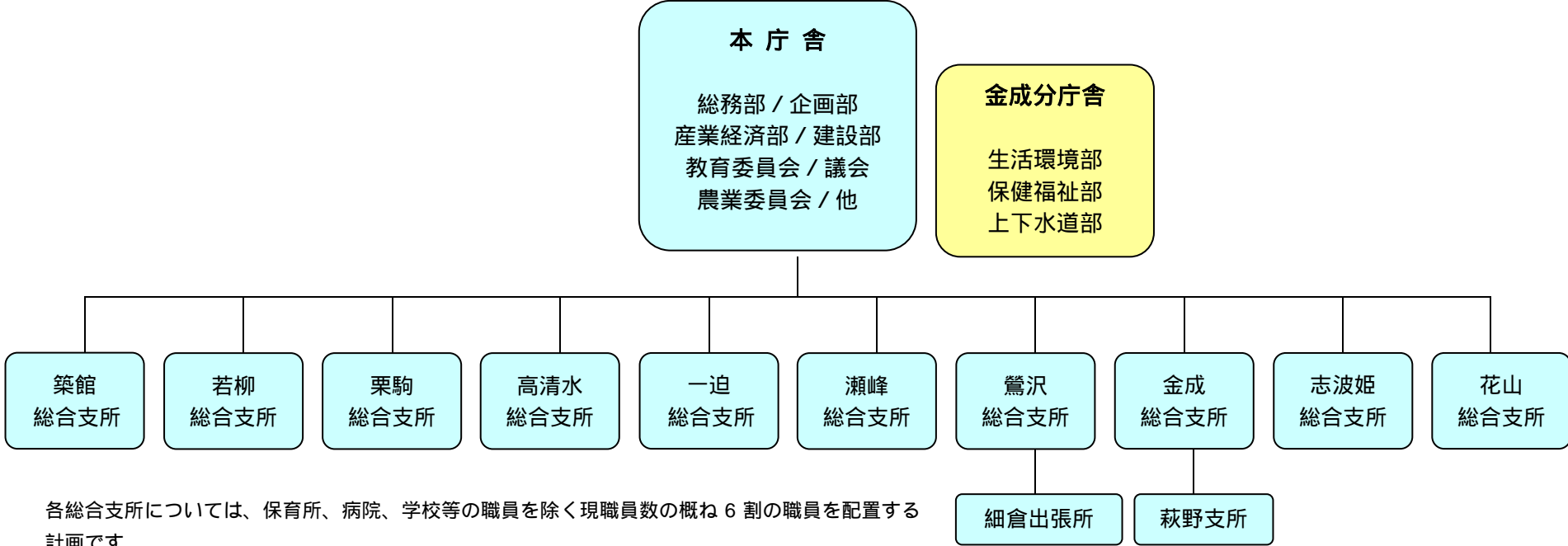
分娩等取扱料		栗原中央病院の例による
初診料		7,000円
時間外		8,000円
深夜・休日		10,000円
再診療		4,000円
時間外		6,000円
深夜・休日		8,000円
妊婦検診(2回目以降)		5,000円
産褥1ヶ月健診(褥婦)		4,000円
分娩料		
平日		180,000円
初産・難易度により		200,000円
時間外・深夜加算		10,000円
休日加算		10,000円
新生児管理料(1日)		
母児同室		10,000円
母児異室		15,000円
入院料 (1日、寝具、食事を含む)	1日につき診療報酬表の 点数に10円を乗じて得 た額	
褥婦処置料(1日)		2,000円
乳房マッサージ (外来・緊満時)		3,000円
胎盤処理料(1胎)		2,000円
検査料		
妊娠診断検査 (尿・超音波など)		3,000円
梅毒反応検査		3,000円
淋菌検査(精密)		5,000円
血液型検査 (ABO方式・Rh方式)		2,000円
末梢血液検査		2,000円
風疹抗体検査		2,000円

トキソプラズマ抗体検査	2,000円
クラミジア抗原検査	5,000円
クラミジア抗体検査	5,000円
B型肝炎抗原検査	2,000円
C型肝炎抗体検査	3,000円
ATL抗体検査	3,000円
HIV(エイズ)抗体検査	3,000円
ヘパプラスチンテスト	2,500円
先天代謝異常検査	4,200円
骨量測定DEXA(腰椎)	6,940円
骨量測定DEXA(その他) MD法	4,515円
骨量測定 超音波など	3,853円
人工妊娠中絶手術 (麻酔料を除く)	
11週以内	94,500円
15週以内	147,000円
16週～21週	210,000円
麻酔料	10,500円
経口避妊薬 (指導料を含む)	3,675円
緊急避妊法 (診察・指導料・薬代を含む)	9,450円
月経時期変更法	3,675円
I.U.D(指導料を含む)	
挿入法(器具を含む)	52,500円
抜去料	21,000円
A.I.H(配偶者間人工授精) 方法により	21,000円以内
不妊手術	157,500円
帝王切開などに 併施の場合	78,750円
乳児検診	5,250円
検診料金	
乳房健診	3,675円
子宮頸がん検診	7,035円
子宮体がん検診	7,035円
文書料	
診断書料	3,150円
証明書料	2,100円
特殊診断書(生命保険等)	5,250円
妊娠経過証明書料	2,100円
母性健康管理指導 事項連絡カード	2,100円

その他	
特定療養費	
初診に係る特別料金	735円
再診に係る特別料金	315円
衣料消毒料	3,150円
屍体処置料	5,250円
在宅屍体処置料	10,500円
時間外・休日・深夜	21,000円
診察券再発行料	315円

栗原市の本庁 / 総合支所・体系図

平成 17 年 4 月 1 日新市移行時の組織



各総合支所については、保育所、病院、学校等の職員を除く現職員数の概ね 6 割の職員を配置する計画です。

本庁機能

本 庁 機 能	部 門
本 庁 舎	築館町役場 総務部・・・総務課・財政課・管財課・税務課 企画部・・・企画課・情報システム課・行政推進課 建設部・・・建設課・管理課・都市計画課 会計課・議会事務局・選挙管理委員会・監査委員会
	ふるさとセンター 産業経済部・・・農林振興課・畜産園芸課・農村整備課・商工観光課 (平成17年7月19日まで、新市の農業委員会の準備を産業経済部で行う。) 農業委員会・・・平成17年7月20日より設置する
	栗原文化会館 教育部・・・教育課・生涯学習課・スポーツ振興課・文化振興課・文化財保護課
分 庁 舎	金成町役場 生活環境部・・・市民課・環境衛生課 保健福祉部・・・保険医療課・健康推進課・生活福祉課・長寿障害福祉課・子育て支援課 上下水道部・・・上水道課・下水道課

総合支所機能

課	班	主 な 業 務 内 容
市民生活課	総 務	支所内の庶務、事務連絡調整、管内公共施設管理、消防、防災、交通安全、支所内の出納管理、公共料金の収納、口座振替事務 各種税務証明、ナンバ-プレ-ト交付、税務申告、納税組合、税務収納事務 コミュニティや自治会活動に対する支援業務、地域審議会、行政区長、各種行政相談、各種団体に関することなど
	市 民	戸籍関係届出の受付・交付、諸証明事務等、埋火葬許可証、国民年金の加入、喪失届、福祉年金業務、年金相談、国民健康保険加入・喪失届、保険者証の発行、高額療養費の申請、老保出産一時金等申請事務、環境衛生、犬の登録など
産業建設課	産業振興	農林水産業の振興、水田農業、各種団体の育成、指導、土地改良、農業土木、商工・観光・物産振興、イベント、産業振興関連施設の管理・運営など (平成17年7月20日以降 農業者年金、農地相談、農地異動関係など)
	建 設	市管理の道路・橋梁・河川等の維持補修、農林道管理、除雪、市営住宅の入居相談・受付・管理 支所管内施設の管理・保守点検等、給水申込・脱退届、排水申込・脱退届など
健康福祉課	福 祉	申請、受付、交付(身体障害者手帳、各種福祉手当、保育所(園)入所(園)、療育手帳、身体障害者・各医療費助成、乳幼児医療受給者証)要介護等認定申請受付、被保険者証の発行、在宅介護支援センター、各種相談など
	健康推進	保健事業、住民検診、同事後指導、予防接種、献血、保健師業務、栄養士業務、栄養指導、食生活改善、母子手帳、健康手帳の交付など
教育センター	生涯学習	生涯学習の推進、社会教育施設の管理・運営、事業推進、社会教育関係団体の指導育成、公民館事業の企画運営、学校教育関係庶務、施設の管理など
農業委員会		農用地利用集積計画、農業者年金、農地相談、農地異動関係など (平成17年7月19日まで)

(注) 今後の事務事業調整によって変動する場合があります

報告第26号

合併協定書について

合併協定書について、別紙のとおり調製したので報告する。

平成16年6月8日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

合併協定書

築館町	若柳町
栗駒町	高清水町
一迫町	瀬峰町
鶯沢町	金成町
志波姫町	花山村

目 次

1	合併の方式	3
2	合併の期日	3
3	新市の名称	3
4	新市の事務所の位置	3
5	財産の取扱い	3
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	3
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	3
8	地方税の取扱い	4
9	地域審議会の取扱い	4
10	一般職の職員の身分の取扱い	5
11	特別職の職員の身分の取扱い	5
12	条例、規則等の取扱い	5
13	事務組織及び機構の取扱い	6
14	一部事務組合等の取扱い	6
15	使用料、手数料の取扱い	7
16	公共的団体等の取扱い	7
17	補助金、交付金等の取扱い	7
18	町名、字名の取扱い	8
19	慣行の取扱い	8
20	国民健康保険事業の取扱い	8
21	介護保険事業の取扱い	8
22	消防団の取扱い	8
23	病院・診療所事業の取扱い	8
24	行政区の取扱い	9
25	地域交通事業の取扱い	9
26	町村立学校（園）の通学区域の取扱い	9
27	第3セクター等の取扱い	9
28	各種事務事業の取扱い	9
28 - 1	電算システム事業	9
28 - 2	国際交流事業	9
28 - 3	広報広聴関係事業	10
28 - 4	納税関係事業	10
28 - 5	消防防災関係事業	10
28 - 6	保健関係事業	10
28 - 7	障害者福祉事業	12

2 8 - 8	高齢者福祉事業	12
2 8 - 9	児童福祉事業	13
2 8 - 10	保育事業	13
2 8 - 11	その他の福祉事業	14
2 8 - 12	環境衛生関係事業	14
2 8 - 13	農林水産関係事業	14
2 8 - 14	商工観光関係事業	15
2 8 - 15	建設関係事業	15
2 8 - 16	上水道事業	16
2 8 - 17	下水道事業	16
2 8 - 18	学校教育事業	17
2 8 - 19	社会教育事業	18
2 8 - 20	コミュニティ施策	18
2 9	新市建設計画	18
別紙 1	地域審議会の設置に関する協議（ 9 地域審議会の取扱い）	19
別紙 2	公共物使用料（ 1 5 使用料、手数料の取扱い）	21
別紙 3	手数料（ 1 5 使用料、手数料の取扱い）	22
別紙 4	保育料（ 2 8 - 10 保育事業）	24

1 合併の方式

築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年4月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、栗原市（くりはらし）とする。

4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。
- (2) 新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする。
- (3) 将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする。

5 財産の取扱い

10町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、30人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用し45人とする。
- (2) 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域3人、鶯沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。なお、次回の一般選挙では選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

10町村の農業委員会は、平成17年7月19日までは、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、新市の農業委員会として存続する。

その後1つの委員会を置き、選挙による委員の定数については40人以内とする。

- (1) 統合後の農業委員会等に関する法律第7条の規定による農業委員会の選挙による委員の定数については40人とする。

- (2) 選挙区については、当分の間農業委員会等に関する法律第10条の2第2項を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域5人、若柳町の区域6人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域2人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域2人、鷲沢町の区域2人、金成町の区域5人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。

8 地方税の取扱い

- (1) 個人町村民税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。均等割については、地方税法第310条の規定を適用する。納期については、築館町の例により調整するものとする。
- (2) 法人町村民税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 固定資産税（固定資産・償却資産）については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。納期については、栗駒町の例により調整するものとする。
- (4) 軽自動車税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。納期については、築館町の例により調整するものとする。
- (5) たばこ税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (6) 鉱産税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (7) 入湯税については、栗駒町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。
- (8) 特別土地保有税については、築館町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。
- (9) 水利地益税については、廃止する。
- (10) 都市計画税については、地方税法の規定（0.3パーセント以内）により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。
課税区域については、新市において調整するものとする。ただし、新市の都市計画（課税区域の決定）が策定されるまでに限り、現行の課税区域については合併特例法第10条の規定を適用し、課税免除するものとする。
納期については、固定資産税と同様とする。
- (11) 国民健康保険税については、合併特例法第10条の規定を適用し、不均一課税とする。
納期については、5月から2月（各月16日～末日）までの10期とする。
課税方式については、医療、介護とも4方式とする。

9 地域審議会の取扱い

市町村合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、新市において合併前の10町村の区域ごとに地域審議会を設置する。

地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

なお、地域自治組織については国の制度改正を踏まえ、さらに検討するものとする。

1 0 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 合併関係町村の一般職の職員である者については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- (3) 職名及び職務内容については、人事管理の適正化の観点から合併時まで調整するものとする。
- (4) 職員の給与については、適正化の観点から新市において調整するものとする。

1 1 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 常勤特別職（市長、助役、収入役、教育長）
市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。
給与の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。
- (2) 非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員）
議会の議員及び農業委員会委員の任期については、法令の定めるところによる。
報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。ただし、在任特例の適用を受ける場合の期間については、現行報酬額をもとに調整するものとする。
- (3) 非常勤特別職（行政委員会委員）
行政委員会委員の定数、任期については、法令の定めるところによる。ただし、監査委員の定数及び固定資産評価審査委員会委員の定数は3人とする。
報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。
- (4) 非常勤特別職（その他）
現に10町村で設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものについては合併時まで統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整するものとする。
人数、任期及び報酬額等については、現行の制度及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。

1 2 条例、規則等の取扱い

関係町村に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、関係町村ともに制定はしているが内容に差異のあるもの及び一部の町村のみに制定されているものについては、事務事業の調整内容をもとに支障のないよう次の区分により調整するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの
- (3) 合併後、逐次制定、施行させるもの

1 3 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 新市の事務組織及び機構については、住民福祉の増進に十分配慮し、次の事項を基本として整備する。
 - 合併後の多様で複雑な行政課題等に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とするため、部制にする。
 - 住民の声を適正に反映させるため、合併前の町村区域に総合支所を配置し、利用しやすい組織・機構とする。
 - 住民の安全性を確保するため、緊急時や災害時等に即応できる組織・機構とする。
- (2) 新市の事務組織及び機構については、常に組織及び運営の合理化に努めるため、随時、見直し調整を図っていくものとする。

1 4 一部事務組合等の取扱い

- (1) 栗原地域広域行政事務組合及び栗原郡衛生処理組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。
- (2) 使用料及び手数料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合及び宮城県市町村自治振興センター、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等審査会については、合併の日の前日をもって当該組合等を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。
- (4) 栗原地域医療組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。また、栗原中央病院の手数料等については、合併時まで調整するものとする。
- (5) 鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合及び鶯沢町外一ヶ町共有林野組合、栗駒町・金成町共有林野組合については、関係市町村の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。
- (6) 鹿島堰組合及び杭ヶ浦組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び所有する財産を新市に引き継ぐものとする。
- (7) 迫川右岸内水処理組合については、合併の前日をもって当該組合を解散するものとする。ただし、その事務及び所有する財産については、関係町の協議を踏まえ、解散時まで調整するものとする。
- (8) 迫町外三町排水組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。

- (9) 若柳町外五町土地開発公社については、合併前に石越町の脱退を認め、合併時に定款の変更により新市の土地開発公社として存続するものとする。
- (10) 合併関係町村で構成されている協議会については、合併の前日をもって廃止し、その事務を新市へ引き継ぐものとする。また、合併関係町村以外を含んで構成している協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。
- (11) 公平委員会等の合併関係町村以外の市町村等との事務の受委託については、合併の日の前日をもって当該受委託を廃止し、新市において合併の日に新たに受委託するものとする。また、合併関係町村間で受委託されている事務については、合併の前日をもって当該受委託を廃止し、その事務を新市へ引き継ぐものとする。

1 5 使用料、手数料の取扱い

- (1) 使用料については、次のとおり調整する。
 - 施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料の減免に関する規定については、類似施設で相違のないよう合併時まで調整する。
 - 行政財産目的外使用料については、築館町の例により合併時まで調整する。
 - 公共物使用料については、別紙2のとおり合併時まで調整する。
- (2) 手数料については、別紙3のとおり合併時まで調整する。

1 6 公共的団体等の取扱い

公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努めるものとする。

- (1) 複数の町村に共通している団体については、できる限り合併時まで統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 法人格を有する団体については、それぞれの組織事情を考慮しながらも、組織の統合、再編のための指導調整に努める。

1 7 補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、地域の実情等を考慮し、公共的必要性や有効性、公平性などの観点から次の方針に基づき引き続き調整し、新市において制度化するものとする。

- (1) 町村で交付している共通の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、合併時まで調整する。
- (2) 町村で交付している独自の補助金等については、市域全体で均衡を保つよう新市において調整するものとする。

1 8 町名、字名の取扱い

- (1) 町名については、栗原市（旧町村名）とする。
ただし、町・村の表記は除くものとする。
- (2) 字名については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
ただし、字名の変更等については、新市において速やかに調整するものとする。
なお、地域の実情に応じ、字名の変更等が可能な地域においては、合併時まで調整するものとする。

1 9 慣行の取扱い

- (1) 市章、市民憲章、市木、市花、市鳥、市虫及び市歌については、必要に応じて、新市において定めるものとする。
- (2) 宣言については、新市において調整するものとする。
- (3) 表彰等については、新市において調整するものとする。なお、現在の各町村の名誉町（村）民等の処遇についても、新市において調整するものとする。

2 0 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 保健事業（国保分）については、合併時まで調整する。

2 1 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度より始まる次期計画を策定する。
- (2) 保険料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づき算定し、納期等については現行のとおりとする。
- (3) 認定審査会については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- (4) 要介護認定訪問調査事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。

2 2 消防団の取扱い

- (1) 関係町村の団員については、新市に引き継ぐものとする。
- (2) 消防団については、組織等の調整を含め、合併時に統合する。

2 3 病院・診療所事業の取扱い

- (1) 病院については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。
- (2) 診療所については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。

- (3) 病院及び診療所の運営協議会については、新市において速やかに調整するものとする。
- (4) 病院・診療所の運営及び医療体制については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- (5) 手数料については、合併時まで調整するものとする。
- (6) 使用料については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。

2.4 行政区の取扱い

- (1) 行政区については、当面、現行制度を継続する。行政区の再編については、新市において検討するものとする。
- (2) 行政区の名称については、すべての行政区の名称の前に旧町村名（町、村の表記は除く）を付ける。（但し、すでに付いている名称を除く。）

2.5 地域交通事業の取扱い

地域交通事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、圏域全体の公共交通網の整備は、新市において速やかに調整するものとする。

2.6 町村立学校(園)の通学区域の取扱い

通学区域については、当面現行のとおりとするが、児童生徒数の動向等を踏まえ、新市において検討を行うものとする。

2.7 第3セクター等の取扱い

(株)くりこま高原振興公社、栗駒ハイランド観光(株)、(株)金成町地域振興公社、くりはら振興(株)、花山村地域開発(株)、(株)花山村地域振興公社並びにくりはら田園鉄道(株)に係る出資金については新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。

なお、新市において運営主体と協議の上、経営の安定に努めるものとする。

2.8 各種事務事業の取扱い

2.8-1 電算システム事業

電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの維持・向上、新市の一体性の確保及び事務の効率化等を図るため、合併時に電算システムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。

2.8-2 国際交流事業

国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容等は新市において速やかに調整するものとする。

28-3 広報広聴関係事業

- (1) 新市においても、広報紙を発行するものとする。
発行回数は月1回とし、発行日は1日とする。
広報紙の配布物については、現行のとおり行政区長を通じて配布するものとする。
広報紙の編集にあたっては、広報編集委員会等を設置して広報紙の発行が円滑におこなえるよう、新市において調整する。
- (2) 新市における要覧については、4年に1回発行するものとする。
- (3) 広聴事業については、懇談会やその他の広聴制度により住民の意見を聴取し市政に反映できるように、新市において調整する。
- (4) ホームページについては、新市において新たに開設するものとする。

28-4 納税関係事業

- (1) 前納報奨金については、住民税特別徴収（給与天引）者との均衡を欠くため、廃止の方向で調整する。
- (2) 納税組合については、社会的役割が大きいと思われるので、現行のとおり新市に引き継ぐものの、補助金、助成金、奨励金については、見直す方向で調整する。
- (3) 口座振替については、住民の利便性を考慮して全ての税目を該当金融機関で実施することとする。口座振替手数料については、統一する方向で調整する。

28-5 消防防災関係事業

- (1) 災害対策本部については、防災又は災害時に果たす役割は大きく、新市移行までに調整するものとする。
- (2) 防災計画については、現行の防災計画を基本とし、新市において速やかに策定するものとする。災害対策基準等（行動マニュアル）を新市移行までに作成し、災害時等支障のないように対応するものとする。
- (3) 自主防災組織については、合併時までに調整する。
- (4) 防災行政無線については、合併後にシステムを統合する。未設置地域については、速やかに設置する方向で調整する。

28-6 保健関係事業

保健関係事業については、新市においても実施するものとし、次のとおり調整する。

- (1) 母子保健事業について
母子手帳の交付等については、合併時までに調整する。
妊婦健診委託については、合併時までに調整する。
乳幼児健診については、対象月齢を3～4ヶ月児、10～11ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。
1歳6ヶ月児健診については、対象月齢を1歳6ヶ月児に統一するものとし、その他

の内容については合併時までに調整する。

3歳児健診については、対象月齢を3歳6ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

産婦、新生児訪問指導については、対象を初産婦、第1子、ハイリスク（未熟児、妊娠中毒症等）に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

乳児健診委託については、若柳町の例により合併時までに調整する。

(2) 予防接種事業について

ポリオ予防接種については、対象月齢を生後3月～90月末満に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

三種混合ワクチン接種については、対象月齢を生後3月～90月末満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については合併時までに調整する。

ツベルクリン・BCGについては、対象月齢を生後3月～4歳末満に統一するものとし、接種方法は、集団接種の方向で合併時までに調整する。委託先については、病気の特性を考慮し、専門機関に統一する方向で合併時までに調整する。

麻疹、風疹予防接種については、対象月齢を生後12月～90月末満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については合併時までに調整する。

日本脳炎については、対象月齢を1期生後6月～90月、2期9歳～13歳末満、3期14歳・15歳に統一するものとし、接種方法は、全て個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については合併時までに調整する。

二種混合ワクチン接種については、対象月齢を11歳・12歳に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時までに統一する。その他の内容については合併時までに調整する。

インフルエンザ予防接種については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

各種予防接種に伴う個人負担金については、現行のとおりとする。

(3) 老人保健事業（教育等）について

訪問指導については、対象者の需要に迅速に対応することが望ましいことから、委託等も含め合併時までに調整する。

個別健康教育については、委託等も含め合併時までに調整する。

機能訓練については、対象を疾病・負傷等により心身の機能が低下しているものに統一する。その他の内容については合併時までに調整する。

(4) 老人保健事業（検診）について

基本健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診については、対象年齢を30歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

子宮がん検診については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時までに調整する。

骨密度検査については、対象年齢を40歳と50歳の女性に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。

前立腺がん検診については、対象年齢を40歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。

C型肝炎検診(節目検診)については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時まで調整する。

C型肝炎検診(節目外検診)については、対象を築館町の例により統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。

脳ドック検診については、新市において調整するものとする。

総合検診については、対象年齢を30歳～69歳に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。

各種検診に伴う個人負担金は、検診費用の3割を原則とし、新市において速やかに調整する。

(5) 健康づくり推進事業について

健康づくり推進協議会及び保健推進員については、組織等の調整も含めそれぞれ合併時まで調整する。

(6) 精神保健事業について

精神障害者小規模作業所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、全施設、全域で利用できるように調整する。ただし、対象者、指導員報酬額については合併時まで調整する。

28-7 障害者福祉事業

(1) 障害者計画については、「くりはら障害者プラン」を新市の障害者計画とし、新たな障害者計画を平成17年度に策定する。

(2) 「更生医療給付事務」「重度障害者・児、日常生活用具給付等事業」「身体障害者・児、補装具給付事業」「障害者支援費」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(3) 身体障害者相談員事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(4) 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業については、築館町の例により合併時まで調整する。

(5) 「精神障害者居宅介護等支援事業」「精神障害者短期入所事業」「精神障害者地域生活援助事業」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

28-8 高齢者福祉事業

(1) 老人保健福祉計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に新市において新たな老人保健福祉計画を策定する。

(2) 外出支援サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速や

- かに調整する。ただし、生きがいデイサービスの送迎の利用者負担金は無料とする。
- (3) 軽度生活援助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、利用者負担金については委託料の1割とする方向で合併時までに調整する。
 - (4) 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。
 - (5) 訪問理美容サービス事業については、瀬峰町の例により合併時までに調整する。
 - (6) 在宅老人短期入所事業については、若柳町の例により合併時までに調整する。ただし、委託先及び利用者負担金については合併時までに調整する。
 - (7) 紙オムツ給付事業については、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、対象年齢については40歳以上とする。
 - (8) 老人日常生活用具給付事業については、築館町の例により合併時までに調整する。
 - (9) 緊急通報システム事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (10) 徘徊高齢者家族支援事業については、栗駒町の例により合併時までに調整する。
 - (11) 家族介護慰労金支給事業については、若柳町の例により合併時までに調整する。
 - (12) 在宅介護支援センター業務の基幹型については、合併時までに一ヶ所にし、他は地域型とする。地域型については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (13) 居宅介護支援事業については、廃止の方向で合併時までに調整する。
 - (14) 在宅老人デイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

28-9 児童福祉事業

- (1) 児童館管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 学童保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、未実施地区については新市において速やかに調整する。
- (3) 出生祝金支給事業については、次の表のとおり合併時までに調整する。

支給対象	誕生日以前に引き続き6ヶ月以上新市に住所を有する保護者等。入学祝金については、出生祝金に該当した児童が小学校に入学した保護者等。	
出生祝金	第1子	20,000円
	第2子	20,000円
	第3子	50,000円
	第4子	100,000円
	第5子以降	200,000円
入学祝金	第3子以降	100,000円

28-10 保育事業

保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、下記のものについては、次のとおりとする。

- (1) 保育事業
保育時間については、合併時まで調整する。
保育料については、別紙4のとおり新市において速やかに調整する。
- (2) 特別保育事業
延長保育、乳児保育、一時保育、子育て支援センターについては、当分の間現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。

28 - 11 その他の福祉事業

- (1) 乳幼児医療費助成事業については、若柳町の例により合併時まで調整する。
- (2) 心身障害者医療費助成事業については、築館町の例により合併時まで調整する。
- (3) 母子(父子)家庭医療助成事業については、築館町の例により合併時まで調整する。
- (4) 敬老会事業については、築館町の例により合併時まで調整する。
- (5) 福祉バスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

28 - 12 環境衛生関係事業

- (1) 環境基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 一斉清掃については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- (3) ごみ集積所設置補助については、若柳町の例により新市において調整するものとする。
- (4) 公衆衛生組合等については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- (5) 一般廃棄物の収集、運搬、処分については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

28 - 13 農林水産関係事業

- (1) 農業振興地域整備計画並びに事業関連計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。
- (2) 農業振興施策及び農地流動化に係る各種事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- (3) 水田農業経営確立対策については、国の施策の動向により地域性を考慮し、新市において調整するものとする。
- (4) 園芸振興対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- (5) 標準小作料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (6) 各種制度資金の利子補給については、合併時まで調整する。ただし、合併前までに決定した利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (7) 酪農・肉用牛生産近代化計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。

- (8) 畜産振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- (9) 森林整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。
- (10) 林業振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- (11) 内水面漁業振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- (12) 有害鳥獣駆除については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- (13) 国営・県営事業については、農業農村整備事業管理計画に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (14) 国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (15) 町村単独及び維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- (16) 国営造成施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (17) 災害復旧事業のうち農地災害の受益者負担については、国の補助基準に準じて合併時までに調整する。
- (18) 土地改良財産の維持管理に係る分担金制度及び水利地益税制度については、合併時までに調整する。

2 8 - 14 商工観光関係事業

- (1) 中小企業融資制度については、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、損失補償については宮城県信用保証協会と協議の上、合併時までに調整する。
- (2) 小企業小口融資制度については、廃止する方向で合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 商工関係助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (4) 勤労者福利厚生については、若柳町の例により合併時までに調整する。
- (5) 企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、奨励・支援措置の充実を基本に、新市において調整するものとする。
- (6) 観光イベント事業については、現行のとおり引き継ぐものとし、活性化を図るため関係団体と協議の上、随時調整するものとする。

2 8 - 15 建設関係事業

- (1) 町村道については、市道として新市に引き継ぎ、合併後の市道認定基準については、

新市において統一する。

- (2) 各町村が実施してきた維持工事等については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、その後統一した基準により進めるものとする。
- (3) 道路、河川及び公園の維持管理については、新市において委託等も含めた方向で検討するものとする。
- (4) 除雪、融雪事業については、地域的なものもあるため現行のとおりとし、新市において基本方針を統一した上で、地域に合わせた実施計画書を作成し効果的に実施するものとする。
- (5) 道路占用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 急傾斜対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 住宅使用料、住宅内駐車料金共に、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (8) 新市における新規入居者に係る資格要件については、合併時までに統一する。
- (9) 公営住宅の老朽化に伴う、改善・改修及び建替えの維持保全計画(ストック活用計画)については、新市において策定する。
- (10) 公営住宅に係る新規事業については、新市において推進する。

2 8 - 16 上水道事業

- (1) 上水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 簡易水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 上水道の使用料及びメーター使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- (4) 簡易水道の使用料及びメーター使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (5) 水道加入金については、次の表のとおり合併時までに調整する。

メーターの口径	13mm	20mm	25mm	30mm
加入金の額	25,000円	50,000円	80,000円	120,000円
メーターの口径	40mm	50mm	75mm	100mm ~
加入金の額	220,000円	800,000円	1,500,000円	市長が別に定める

- (6) 手数料については、栗駒町の例により合併時までに調整する。

2 8 - 17 下水道事業

- (1) 下水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において速やかに下水道事業計画を策定する。
- (2) 公共下水道事業

維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。

町村負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

受益者負担金（分担金）の額については、金成町の例により新市において速やかに調整する。

使用料については、高清水町の例により新市において速やかに調整する。

(3) 合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、補助金、分担金及び使用料については新市において調整する。

(4) 排水設備助成について、「私道内排水設備設置補助」及び「私道内公共下水道設置補助」については、鶯沢町の例により合併時までに調整する。「水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給」については、瀬峰町の例により、「生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助」については、築館町の例により合併時までに調整する。

(5) 農業集落排水事業

施設の維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。

受益者負担金（分担金）及び使用料の額については、公共下水道事業の例によるものとする。

28 - 18 学校教育事業

(1) 通学費助成については、現行のとおりとし、児童生徒の通学負担の公平性を確保するため、速やかに新市において調整するものとする。

(2) スクールバスについては、現行のとおりとし、速やかに新市において調整するものとする。

(3) 奨学資金については、若柳町の例により、合併時までに調整する。

(4) 就学援助については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(5) 就園奨励費補助については、築館町の例により、合併時までに調整する。

(6) 幼稚園の保育年限、入園資格等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

(7) 幼稚園の授業料については、栗駒町の例により、速やかに新市において調整するものとする。

(8) 預かり保育の実施については、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

(9) 預かり保育料については、一迫町の例により、合併時までに調整する。

(10) 給食調理場施設としての、センター方式、単独調理場方式、及び幼稚園給食については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、給食未実施校については、速やかに新市において調整するものとする。

(11) 給食費については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

28 - 19 社会教育事業

- (1) 社会教育団体等の育成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- (2) 文化芸術事業については、新市において調整するものとする。
- (3) 成人式の開催日については、成人の日の前日の日曜日とし、その他内容については新市において調整するものとする。
- (4) 公民館、地区公民館事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日・開館時間については新市において調整するものとする。
- (5) 図書館・図書室の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (6) 社会体育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (7) 社会体育施設の運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日、開館時間については、新市において調整するものとする。
- (8) 学校施設開放については、現行のとおりとし、開放時間等については新市において調整するものとする。
- (9) 入館料、観覧料については、合併時まで調整する。

28 - 20 コミュニティ施策

- (1) コミュニティ組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において育成助長に努めるものとする。
- (2) 自治会活動に対する助成、コミュニティ推進助成、地域活動に対する助成、集会施設の運営に対する助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに新たな制度を設けるものとする。
- (3) 集会施設の建設事業及び助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度中に新たな制度を設けるものとする。

29 新市建設計画

新市建設計画は、別添「栗原市まちづくりプラン」に定めるとおりとする。

別紙 1 地域審議会の設置に関する協議(9 地域審議会の取扱い)

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第 1 条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

名 称	設置の区域
築館地区地域審議会	合併前の築館町の区域
若柳地区地域審議会	合併前の若柳町の区域
栗駒地区地域審議会	合併前の栗駒町の区域
高清水地区地域審議会	合併前の高清水町の区域
一迫地区地域審議会	合併前の一迫町の区域
瀬峰地区地域審議会	合併前の瀬峰町の区域
鶯沢地区地域審議会	合併前の鶯沢町の区域
金成地区地域審議会	合併前の金成町の区域
志波姫地区地域審議会	合併前の志波姫町の区域
花山地区地域審議会	合併前の花山村の区域

(設置期間)

第 2 条 審議会の設置期間は、合併の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、設置区域に係る新市建設計画の変更及び執行状況並びにその他市長が認める事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

2 審議会は、設置区域に係る新市建設計画の執行状況及びその他必要と認める事項について、市長に意見することができる。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 15 名以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体に属する者
- (2) 学識経験を有する者

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は当該区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。

2 会議は、毎年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求めらるる事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長をもって充てる。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、本庁及び各総合支所の担当する課において処理する。

(補則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年 4月 1日から施行する。

別紙2 公共物使用料(15 使用料、手数料の取扱い)

形態又は種類		単 位	金 額
柱 類	第1種電柱	1本につき1年	770円
	第2種電柱		1,200円
	第3種電柱		1,600円
	第1種電話柱		690円
	第2種電話柱		1,100円
	第3種電話柱		1,500円
	その他の柱類		53円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつ	7円
地下電線その他地下に設ける線類		き1年	4円
変圧塔・その他これの類するもの及び公衆電話所		1個(基)につき1年	1,100円
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円
管 類	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつ	36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		360円
	外径が1メートル以上のもの		710円
宅地、駐車場、休息所、遊技場、露店、商品置場又は材料置場等		使用面積1平方メートルにつき1月	110円
農地、採草地、放牧地		使用面積1平方メートルにつき1年	5円

別紙3 手数料(15 使用料、手数料の取扱い)

区 分	手数料の種類	単 位	金 額
戸籍関係	戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通	450円
	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通	750円
	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件	350円
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件	450円
	戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は、戸籍法第48条第2項の規定に基づく届出書その他の町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1通	350円
	上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・又は認知の届出の受理証明書手数料	1通	1,400円
	戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料	1件	350円
住民基本台帳関係	身分に関する証明手数料	1件	300円
	住民票等の写し・住民登録謄・抄本交付手数料	1通	300円 (同一世帯員については5枚まで300円とし、1枚増すごとに50円を加算)
	住民基本台帳の閲覧手数料	1件	300円
	戸籍の附票の写し若しくは除かれた戸籍の付票の写し交付手数料	1通	300円
	住民票の記載事項の証明書手数料	1件	300円
	外国人登録原票記載事項証明等手数料	1通	300円
	住民票の写しの広域交付に関する交付手数料	1通	300円 (1枚増すごとに50円を加算)
	住民基本台帳ネットワークカードの交付手数料	1件	500円
印鑑登録関係	印鑑登録証明書交付手数料	1通	300円
	印鑑登録証交付手数料	1件	500円
	印鑑登録証再交付手数料	1件	500円
	認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	1件	300円
情報公開関係	情報公開に係る手数料	1件	無料
臨時運行関係	臨時運行許可申請手数料	1件	750円
埋火葬許可関係	埋火葬許可に関する証明手数料	1件	無料
	改葬許可証交付手数料	1件	300円
狂犬病予防関係	犬の登録手数料	1件	3,000円
	犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件	550円
	犬の鑑札の再交付手数料	1件	1,600円
	犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件	340円

区 分	手数料の種類	単 位	金 額	
環境関係	一般廃棄物収集運搬許可証交付手数料	1件	10,000円	
	一般廃棄物収集運搬許可証再交付手数料	1件	2,000円	
税務関係	公簿又は図面の閲覧手数料	1件	300円	
	所得に関する証明手数料	1件	300円	
	営業に関する証明手数料	1件	300円	
	資産に関する証明手数料	1枚	300円	
			(1枚増すごとに50円を加算)	
	納税に関する証明手数料	1枚	300円	
			(1枚増すごとに50円を加算)	
	課税に関する証明手数料	1件	300円	
	車検用納税証明手数料	1件	無料	
	非課税証明書手数料	1件	300円	
	標識交付証明書手数料	1件	無料	
	法務局依頼評価証明書手数料	1件	無料	
	狩猟者登録税に係る証明書手数料	1件	300円	
	免税軽油使用に係る証明書手数料	1件	300円	
	その他の証明書手数料	1件	300円	
住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300円		
督促手数料	1件	100円		
租税特別措置 法関係	優良宅地造成認定申請手数料	1件	86,000円	
	優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積合計 100㎡以下	1件	100㎡を越え500㎡以下	6,200円
			" 500㎡を越え2,000㎡以下	8,600円
			" 2,000㎡を越え10,000㎡以下	13,000円
			" 10,000㎡を超え50,000㎡以下	35,000円
			" 50,000㎡を超えるもの	43,000円
			"	58,000円
鳥獣保護関係	鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1件	3,400円	
下水道事業関係	公認業者登録手数料 新規の場合	1件	20,000円	
	公認業者登録手数料 更新の場合	1件	10,000円	
	排水設備等工事責任技術者登録手数料 新規の場合	1件	3,000円	
	排水設備等工事責任技術者登録手数料 更新の場合	1件	2,000円	
農業集落排水 事業関係	排水設備工事業者指定手数料	1件	20,000円	
			(下水道公認業者登録を行った場合は徴しない)	

別紙4 保育料(28 - 10 保育事業)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
階層区分	定 義		基準額	徴収金 (円)	基準額	徴収金 (円)	基準額	徴収金 (円)
第1階層	生活保護法による非保護世帯 (単級世帯を含む)		0	0	0	0	0	0
第2階層	第1階層及び第4 ~第7階層を除き、 前年度分の市町村 民税の額が次の区 分に該当する世帯	市町村民税非 課税世帯	9,000	8,100	6,000	5,400	6,000	5,400
第3階層		市町村民税課 税世帯	19,500	17,550	16,500	14,850	16,500	14,850
第4階層	第1階層を除き、 前年度分の所得税 課税世帯であって、 その所得税の額の 区分が次の区分に 該当する世帯	64,000円未満	30,000	24,000	27,000	21,600	27,000	21,600
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	44,500	35,600	41,500	31,125	41,500	29,050
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	61,000	42,700	58,000	40,600	58,000	37,700
第7階層		408,000円以上	80,000	56,000	77,000	46,200	77,000	46,200

調 印 書

築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく栗原地域合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成16年6月19日

築 館 町 長

若 柳 町 長

栗 駒 町 長

高 清 水 町 長

一 迫 町 長

瀨 峰 町 長

鶯 沢 町 長

金 成 町 長

志 波 姫 町 長

花 山 村 長

立 会 人

宮 城 県 知 事

協 議 会 委 員

鈴 木 守

協 議 会 委 員

高 橋 義 雄

協 議 会 委 員

高 橋 勇 輝

協 議 会 委 員

太 齋 俊 夫

協 議 会 委 員

石 川 憲 昭

協 議 会 委 員

佐 々 木 幸 一

協 議 会 委 員

大 内 朗

協 議 会 委 員

小 岩 誠 二

協 議 会 委 員

菅 原 佑

立 会 人

協議会委員 中 鉢 泰 一

協議会委員 石 川 正 運

協議会委員 加 藤 雄八郎

協議会委員 千 葉 伍 郎

協議会委員 佐 藤 幸 生

協議会委員 佐 藤 重 美

協議会委員 佐々木 幸 男

協議会委員 菅 原 登

協議会委員 高 橋 光 治

協議会委員 遠 藤 實

協議会委員 茂 泉 文 男

立 会 人

協 議 会 委 員 長谷川 厚 子

協 議 会 委 員 白 鳥 英 敏

協 議 会 委 員 三 浦 徹 也

協 議 会 委 員 中 嶋 太 一

協 議 会 委 員 高 橋 伸 幸

協 議 会 委 員 佐 藤 多 惠 子

協 議 会 委 員 武 田 正 道

協 議 会 委 員 海 老 田 慶 子

協 議 会 委 員 白 鳥 文 雄

協 議 会 委 員 山 村 喜 久 夫

協 議 会 委 員 佐 々 木 昭 雄

立 会 人

協議会委員 津 藤 國 男

協議会委員 須 藤 茂

協議会委員 伊 藤 竹 志

協議会委員 後 藤 和 廣

協議会委員 飯 田 明

協議会委員 白 鳥 一 彦

協議会委員 千 葉 和 恵

協議会委員 中 條 彦 登

協議会委員 佐 藤 利 郎

協議会委員 白 岩 博

協議会委員 松 田 孝 志

合併協定書修正箇所一覧表

次の点について修正をします。

番号について	番号は「(1)・(2)・(3)…」「 . . .」の順位とする。
番号について	番号の後に[.]があるのを空白に置き換える。(特別職)
番号について	番号の後ろに「 」(スペース)が無い物は「 」(スペース)を追加する。(保健)
番号について	番号のない「・」は番号を振る。(広報)
送りがな	「引継ぐ」は「引き継ぐ」に訂正する。(消防・高齢)
その1	協議の「その1・その2・その3」は記載しない。番号を連番にふり直す。(農業委員会・地方税・一部組合・農林)
別紙番号	別紙番号を連番にする。(地域審議会・使用料・手数料・保育料)
「まま」について	「現行のまま」は「現行のとおり」に修正する。(字名、児童、上水)
「まま」について	「そのまま新市に」は「現行のとおり新市に」に修正する。(納税)
「まま」について	「現状のまま継続するものとし」は「現行のとおり引き継ぐものとし」と修正する。(商工観光)
「 」について	「 市 」を「栗原市 」に修正。(字名)
「(案)」について	「(案)」を削除する。(別紙2公共物使用料 別紙3手数料 別紙4保育料)
「(案)」について	「調整(案)」を「金額」に修正。(別紙3手数料)
誤記	「3歳以上児」を「4歳以上児」に修正(別紙4保育料)
「どおり」について	「現行どおり」を「現行のとおり」に修正。(広報・保育・建設)

市町村の合併の特例に関する法律の一部改正による修正箇所

合併期日	「合併の期日は、平成17年4月1日とする。」に修正する。
地域審議会	別紙1 附則を修正する。施行日 「4月1日」。附則2は削除。

合併協定項目修正新旧対照表

修正後	修正前
<p>1 合併の方式 築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。</p>	<p>1 合併の方式 築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。</p>
<p>2 合併の期日 合併の期日は、平成17年4月1日とする。</p>	<p>2 合併の期日 合併の期日は、平成17年3月14日とする。 <u>ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）の一部改正があった場合は、平成17年4月1日とする。</u></p>
<p>3 新市の名称 新市の名称は、栗原市（くりはらし）とする。</p>	<p>3 新市の名称 新市の名称は、栗原市（くりはらし）とする。</p>
<p>4 新市の事務所の位置 <u>(1) 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。</u> <u>(2) 新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする。</u> <u>(3) 将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする。</u></p>	<p>4 新市の事務所の位置 <u>1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。</u> <u>2 新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする。</u> <u>3 将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする。</u></p>
<p>5 財産の取扱い 10町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>5 財産の取扱い 10町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p>
<p>6 議会の議員の定数及び任期の取扱い <u>(1) 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、30人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用し45人とする。</u> <u>(2) 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域3人、鶯沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。なお、次回の一般選挙では選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。</u></p>	<p>6 議会の議員の定数及び任期の取扱い <u>1 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、30人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用し45人とする。</u> <u>2 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域3人、鶯沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。なお、次回の一般選挙では選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。</u></p>

修正後	修正前
<p>7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>10町村の農業委員会は、平成17年7月19日までは、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、新市の農業委員会として存続する。 その後1つの委員会を置き、選挙による委員の定数については40人以内とする。</p> <p>(1) 統合後の農業委員会等に関する法律第7条の規定による農業委員会の選挙による委員の定数については40人とする。 (2) 選挙区については、当分の間農業委員会等に関する法律第10条の2第2項を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域5人、若柳町の区域6人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域2人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域2人、鷺沢町の区域2人、金成町の区域5人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。</p>	<p>7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(その1) 10町村の農業委員会は、平成17年7月19日までは、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、新市の農業委員会として存続する。 その後1つの委員会を置き、選挙による委員の定数については40人以内とする。 <u>なお、選挙による委員定数及び選挙区設置については、附属機関に付託し、協議会で決定する。</u></p> <p>(その2) 1 統合後の農業委員会等に関する法律第7条の規定による農業委員会の選挙による委員の定数については40人とする。 2 選挙区については、当分の間農業委員会等に関する法律第10条の2第2項を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域5人、若柳町の区域6人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域2人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域2人、鷺沢町の区域2人、金成町の区域5人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。</p>
<p>8 地方税の取扱い</p> <p>(1) 個人町村民税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。均等割については、地方税法第310条の規定を適用する。納期については、築館町の例により調整するものとする。 (2) 法人町村民税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (3) 固定資産税（固定資産・償却資産）については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。納期については、栗駒町の例により調整するものとする。 (4) 軽自動車税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。納期については、築館町の例により調整するものとする。 (5) たばこ税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (6) 鉱産税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (7) 入湯税については、栗駒町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>8 地方税の取扱い</p> <p>(その1) __個人町村民税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。均等割については、地方税法第310条の規定を適用する。納期については、築館町の例により調整するものとする。 __法人町村民税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 __固定資産税（固定資産・償却資産）については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。納期については、栗駒町の例により調整するものとする。 __軽自動車税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。納期については、築館町の例により調整するものとする。 __たばこ税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 __鉱産税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 __入湯税については、栗駒町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。</p>

修正後	修正前
<p>(8) 特別土地保有税については、築館町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(9) 水利地益税については、廃止する。</p> <p>(10) 都市計画税については、地方税法の規定（0.3パーセント以内）により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。 課税区域については、新市において調整するものとする。ただし、新市の都市計画（課税区域の決定）が策定されるまでに限り、現行の課税区域については合併特例法第10条の規定を適用し、課税免除するものとする。 納期については、固定資産税と同様とする。</p> <p>(11) 国民健康保険税については、合併特例法第10条の規定を適用し、不均一課税とする。 納期については、5月から2月（各月16日～末日）までの10期とする。 課税方式については、医療、介護とも4方式とする。</p>	<p>__特別土地保有税については、築館町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。 (その2)</p> <p>1 水利地益税については、廃止する。</p> <p>2 都市計画税については、地方税法の規定（0.3パーセント以内）により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。 課税区域については、新市において調整するものとする。ただし、新市の都市計画（課税区域の決定）が策定されるまでに限り、現行の課税区域については合併特例法第10条の規定を適用し、課税免除するものとする。 納期については、固定資産税と同様とする。 (その3)</p> <p>__国民健康保険税については、合併特例法第10条の規定を適用し、不均一課税とする。 納期については、5月から2月（各月16日～末日）までの10期とする。 課税方式については、医療、介護とも4方式とする。</p>
<p>9 地域審議会の取扱い</p> <p>市町村合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、新市において合併前の10町村の区域ごとに地域審議会を設置する。 地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。 なお、地域自治組織については国の制度改革を踏まえ、さらに検討するものとする。</p>	<p>9 地域審議会の取扱い</p> <p>市町村合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、新市において合併前の10町村の区域ごとに地域審議会を設置する。 地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。 なお、地域自治組織については国の制度改革を踏まえ、さらに検討するものとする。</p>
<p>10 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 合併関係町村の一般職の職員である者については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職名及び職務内容については、人事管理の適正化の観点から合併時までに調整するものとする。</p> <p>(4) 職員の給与については、適正化の観点から新市において調整するものとする。</p>	<p>10 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>1 合併関係町村の一般職の職員である者については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職名及び職務内容については、人事管理の適正化の観点から合併時までに調整するものとする。</p> <p>4 職員の給与については、適正化の観点から新市において調整するものとする。</p>

修正後	修正前
<p>1 1 特別職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 常勤特別職（市長、助役、収入役、教育長） 市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。 給与の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。</p> <p>(2) 非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員） 議会の議員及び農業委員会委員の任期については、法令の定めるところによる。 報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。ただし、在任特例の適用を受ける場合の期間については、現行報酬額をもとに調整するものとする。</p> <p>(3) 非常勤特別職（行政委員会委員） 行政委員会委員の定数、任期については、法令の定めるところによる。ただし、監査委員の定数及び固定資産評価審査委員会委員の定数は3人とする。 報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。</p> <p>(4) 非常勤特別職（その他） 現に10町村で設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものについては合併時まで統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整するものとする。 人数、任期及び報酬額等については、現行の制度及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。</p>	<p>1 1 特別職の職員の身分の取扱い</p> <p>1. 常勤特別職（市長、助役、収入役、教育長） (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。 (2) 給与の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。</p> <p>2. 非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員） (1) 議会の議員及び農業委員会委員の任期については、法令の定めるところによる。 (2) 報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。ただし、在任特例の適用を受ける場合の期間については、現行報酬額をもとに調整するものとする。</p> <p>3. 非常勤特別職（行政委員会委員） (1) 行政委員会委員の定数、任期については、法令の定めるところによる。ただし、監査委員の定数及び固定資産評価審査委員会委員の定数は3人とする。 (2) 報酬の額については、現行の額及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。</p> <p>4. 非常勤特別職（その他） (1) 現に10町村で設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものについては合併時まで統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整するものとする。 (2) 人数、任期及び報酬額等については、現行の制度及び県内の自治体の例をもとに合併時まで調整するものとする。</p>
<p>1 2 条例、規則等の取扱い</p> <p>関係町村に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、関係町村ともに制定はしているが内容に差異のあるもの及び一部の町村のみに制定されているものについては、事務事業の調整内容をもとに支障のないよう次の区分により調整するものとする。</p> <p>(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させるもの (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの (3) 合併後、逐次制定、施行させるもの</p>	<p>1 2 条例、規則等の取扱い</p> <p>関係町村に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、関係町村ともに制定はしているが内容に差異のあるもの及び一部の町村のみに制定されているものについては、事務事業の調整内容をもとに支障のないよう次の区分により調整するものとする。</p> <p>(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させるもの (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの (3) 合併後、逐次制定、施行させるもの</p>

修正後	修正前
<p>13 事務組織及び機構の取扱い</p> <p>(1) 新市の事務組織及び機構については、住民福祉の増進に十分配慮し、次の事項を基本として整備する。</p> <p>___ 合併後の多様で複雑な行政課題等に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とするため、部制にする。</p> <p>___ 住民の声を適正に反映させるため、合併前の町村区域に総合支所を配置し、利用しやすい組織・機構とする。</p> <p>___ 住民の安全性を確保するため、緊急時や災害時等に即応できる組織・機構とする。</p> <p>(2) 新市の事務組織及び機構については、常に組織及び運営の合理化に努めるため、随時、見直し調整を図っていくものとする。</p>	<p>13 事務組織及び機構の取扱い</p> <p>1 新市の事務組織及び機構については、住民福祉の増進に十分配慮し、次の事項を基本として整備する。</p> <p>(1) 合併後の多様で複雑な行政課題等に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とするため、部制にする。</p> <p>(2) 住民の声を適正に反映させるため、合併前の町村区域に総合支所を配置し、利用しやすい組織・機構とする。</p> <p>(3) 住民の安全性を確保するため、緊急時や災害時等に即応できる組織・機構とする。</p> <p>2 新市の事務組織及び機構については、常に組織及び運営の合理化に努めるため、随時、見直し調整を図っていくものとする。</p>
<p>14 一部事務組合等の取扱い</p> <p>(1) 栗原地域広域行政事務組合及び栗原郡衛生処理組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 使用料及び手数料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合及び宮城県市町村自治振興センター、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等審査会については、合併の日の前日をもって当該組合等を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。</p> <p>(4) 栗原地域医療組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。また、栗原中央病院の手数料等については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>(5) 鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合及び鶯沢町外一ヶ町共有林野組合、栗駒町・金成町共有林野組合については、関係市町村の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。</p> <p>(6) 鹿島堰組合及び杭ヶ浦組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び所有する財産を新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>14 一部事務組合等の取扱い</p> <p>(その1)</p> <p>1 栗原地域広域行政事務組合及び栗原郡衛生処理組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 使用料及び手数料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合及び宮城県市町村自治振興センター、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等審査会については、合併の日の前日をもって当該組合等を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。</p> <p>(その2)</p> <p>1 栗原地域医療組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。また、栗原中央病院の手数料等については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>2 鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合及び鶯沢町外一ヶ町共有林野組合、栗駒町・金成町共有林野組合については、関係市町村の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。</p> <p>3 鹿島堰組合及び杭ヶ浦組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び所有する財産を新市に引き継ぐものとする。</p>

修正後	修正前
<p>(7) 迫川右岸内水処理組合については、合併の前日をもって当該組合を解散するものとする。ただし、その事務及び所有する財産については、関係町の協議を踏まえ、解散時まで調整するものとする。</p> <p>(8) 迫町外三町排水組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。</p> <p>(9) 若柳町外五町土地開発公社については、合併前に石越町の脱退を認め、合併時に定款の変更により新市の土地開発公社として存続するものとする。</p> <p>(10) 合併関係町村で構成されている協議会については、合併の前日をもって廃止し、その事務を新市へ引き継ぐものとする。また、合併関係町村以外を含んで構成している協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。</p> <p>(11) 公平委員会等の合併関係町村以外の市町村等との事務の受委託については、合併の日の前日をもって当該受委託を廃止し、新市において合併の日に新たに受委託するものとする。また、合併関係町村間で受委託されている事務については、合併の前日をもって当該受委託を廃止し、その事務を新市へ引き継ぐものとする。</p>	<p>4 迫川右岸内水処理組合については、合併の前日をもって当該組合を解散するものとする。ただし、その事務及び所有する財産については、関係町の協議を踏まえ、解散時まで調整するものとする。</p> <p>5 迫町外三町排水組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。</p> <p>6 若柳町外五町土地開発公社については、合併前に石越町の脱退を認め、合併時に定款の変更により新市の土地開発公社として存続するものとする。</p> <p>7 合併関係町村で構成されている協議会については、合併の前日をもって廃止し、その事務を新市へ引き継ぐものとする。また、合併関係町村以外を含んで構成している協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。</p> <p>8 公平委員会等の合併関係町村以外の市町村等との事務の受委託については、合併の日の前日をもって当該受委託を廃止し、新市において合併の日に新たに受委託するものとする。また、合併関係町村間で受委託されている事務については、合併の前日をもって当該受委託を廃止し、その事務を新市へ引き継ぐものとする。</p>
<p>15 使用料、手数料の取扱い</p> <p>(1) 使用料については、次のとおり調整する。</p> <p>___施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料の減免に関する規定については、類似施設で相違のないよう合併時まで調整する。</p> <p>___行政財産目的外使用料については、築館町の例により合併時まで調整する。</p> <p>___公共物使用料については、別紙2のとおり合併時まで調整する。</p> <p>(2) 手数料については、別紙3のとおり合併時まで調整する。</p>	<p>15 使用料、手数料の取扱い</p> <p>1 使用料については、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料の減免に関する規定については、類似施設で相違のないよう合併時まで調整する。</p> <p>(2) 行政財産目的外使用料については、築館町の例により合併時まで調整する。</p> <p>(3) 公共物使用料については、別紙1のとおり合併時まで調整する。</p> <p>2 手数料については、別紙2のとおり合併時まで調整する。</p>
<p>16 公共的団体等の取扱い</p> <p>公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 複数の町村に共通している団体については、できる限り合併時まで統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p>	<p>16 公共的団体等の取扱い</p> <p>公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 複数の町村に共通している団体については、できる限り合併時まで統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p>

修正後	修正前
<p>(3) 法人格を有する団体については、それぞれの組織事情を考慮しながらも、組織の統合、再編のための指導調整に努める。</p>	<p>(3) 法人格を有する団体については、それぞれの組織事情を考慮しながらも、組織の統合、再編のための指導調整に努める。</p>
<p>17 補助金、交付金等の取扱い</p> <p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、地域の実情等を考慮し、公共的必要性や有効性、公平性などの観点から次の方針に基づき引き続き調整し、新市において制度化するものとする。</p> <p>(1) 町村で交付している共通の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、合併時まで調整する。</p> <p>(2) 町村で交付している独自の補助金等については、市域全体で均衡を保つよう新市において調整するものとする。</p>	<p>17 補助金、交付金等の取扱い</p> <p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、地域の実情等を考慮し、公共的必要性や有効性、公平性などの観点から次の方針に基づき引き続き調整し、新市において制度化するものとする。</p> <p>(1) 町村で交付している共通の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、合併時まで調整する。</p> <p>(2) 町村で交付している独自の補助金等については、市域全体で均衡を保つよう新市において調整するものとする。</p>
<p>18 町名、字名の取扱い</p> <p>(1) 町名については、栗原市（旧町村名）とする。 ただし、町・村の表記は除くものとする。</p> <p>(2) 字名については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ただし、字名の変更等については、新市において速やかに調整するものとする。 なお、地域の実情に応じ、字名の変更等が可能な地域においては、合併時まで調整するものとする。</p>	<p>18 町名、字名の取扱い</p> <p>1 町名については、__市__（旧町村名）とする。 ただし、町・村の表記は除くものとする。</p> <p>2 字名については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 ただし、字名の変更等については、新市において速やかに調整するものとする。 なお、地域の実情に応じ、字名の変更等が可能な地域においては、合併時まで調整するものとする。</p>
<p>19 慣行の取扱い</p> <p>(1) 市章、市民憲章、市木、市花、市鳥、市虫及び市歌については、必要に応じて、新市において定めるものとする。</p> <p>(2) 宣言については、新市において調整するものとする。</p> <p>(3) 表彰等については、新市において調整するものとする。なお、現在の各町村の名誉町（村）民等の処遇についても、新市において調整するものとする。</p>	<p>19 慣行の取扱い</p> <p>__市章、市民憲章、市木、市花、市鳥、市虫及び市歌については、必要に応じて、新市において定めるものとする。</p> <p>__宣言については、新市において調整するものとする。</p> <p>__表彰等については、新市において調整するものとする。なお、現在の各町村の名誉町（村）民等の処遇についても、新市において調整するものとする。</p>
<p>20 国民健康保険事業の取扱い</p> <p>(1) 保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 保健事業（国保分）については、合併時まで調整する。</p>	<p>20 国民健康保険事業の取扱い</p> <p>1 保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 保健事業（国保分）については、合併時まで調整する。</p>
<p>21 介護保険事業の取扱い</p> <p>(1) 介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度より始まる次期計画を策定する。</p>	<p>21 介護保険事業の取扱い</p> <p>1 介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度より始まる次期計画を策定する。</p>

修正後	修正前
<p>(2) 保険料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づき算定し、納期等については現行のとおりとする。</p> <p>(3) 認定審査会については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>(4) 要介護認定訪問調査事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p>	<p>2 保険料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づき算定し、納期等については現行のとおりとする。</p> <p>3 認定審査会については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>4 要介護認定訪問調査事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p>
<p>2.2 消防団の取扱い</p> <p>(1) 関係町村の団員については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 消防団については、組織等の調整を含め、合併時に統合する。</p>	<p>2.2 消防団の取扱い</p> <p>__関係町村の団員については、新市に引継ぐものとする。</p> <p>__消防団については、組織等の調整を含め、合併時に統合する。</p>
<p>2.3 病院・診療所事業の取扱い</p> <p>(1) 病院については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 診療所については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 病院及び診療所の運営協議会については、新市において速やかに調整するものとする。</p> <p>(4) 病院・診療所の運営及び医療体制については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>(5) 手数料については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>(6) 使用料については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。</p>	<p>2.3 病院・診療所事業の取扱い</p> <p>1 病院については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。</p> <p>2 診療所については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。</p> <p>3 病院及び診療所の運営協議会については、新市において速やかに調整するものとする。</p> <p>4 病院・診療所の運営及び医療体制については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>5 手数料については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>6 使用料については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。</p>
<p>2.4 行政区の取扱い</p> <p>(1) 行政区については、当面、現行制度を継続する。行政区の再編については、新市において検討するものとする。</p> <p>(2) 行政区の名称については、すべての行政区の名称の前に旧町村名（町、村の表記は除く）を付ける。（但し、すでに付いている名称を除く。）</p>	<p>2.4 行政区の取扱い</p> <p>__行政区については、当面、現行制度を継続する。行政区の再編については、新市において検討するものとする。</p> <p>__行政区の名称については、すべての行政区の名称の前に旧町村名（町、村の表記は除く）を付ける。（但し、すでに付いている名称を除く。）</p>
<p>2.5 地域交通事業の取扱い</p> <p>地域交通事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、圏域全体の公共交通網の整備は、新市において速やかに調整するものとする。</p>	<p>2.5 地域交通事業の取扱い</p> <p>地域交通事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、圏域全体の公共交通網の整備は、新市において速やかに調整するものとする。</p>
<p>2.6 町村立学校（園）の通学区域の取扱い</p> <p>通学区域については、当面現行のとおりとするが、児童生徒数の動向等を踏まえ、新市において検討を行うものとする。</p>	<p>2.6 町村立学校（園）の通学区域の取扱い</p> <p>通学区域については、当面現行のとおりとするが、児童生徒数の動向等を踏まえ、新市において検討を行うものとする。</p>

修正後	修正前
<p>27 第3セクター等の取扱い</p> <p>(株)くりこま高原振興公社、栗駒ハイランド観光(株)、(株)金成町地域振興公社、くりはら振興(株)、花山村地域開発(株)、(株)花山村地域振興公社並びにくりはら田園鉄道(株)に係る出資金については新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。</p> <p>なお、新市において運営主体と協議の上、経営の安定に努めるものとする。</p>	<p>27 第3セクター等の取扱い</p> <p>(株)くりこま高原振興公社、栗駒ハイランド観光(株)、(株)金成町地域振興公社、くりはら振興(株)、花山村地域開発(株)、(株)花山村地域振興公社並びにくりはら田園鉄道(株)に係る出資金については新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。</p> <p>なお、新市において運営主体と協議の上、経営の安定に努めるものとする。</p>
<p>28 各種事務事業の取扱い</p>	<p>28 各種事務事業の取扱い</p>
<p>28-1 電算システム事業</p> <p>電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの維持・向上、新市の一体性の確保及び事務の効率化等を図るため、合併時に電算システムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。</p>	<p>28-1 電算システム事業</p> <p>電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの維持・向上、新市の一体性の確保及び事務の効率化等を図るため、合併時に電算システムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。</p>
<p>28-2 国際交流事業</p> <p>国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容等は新市において速やかに調整するものとする。</p>	<p>28-2 国際交流事業</p> <p>国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容等は新市において速やかに調整するものとする。</p>
<p>28-3 広報広聴関係事業</p> <p>(1) 新市においても、<u>広報紙</u>を発行するものとする。 <u>発行回数</u>は月1回とし、<u>発行日</u>は1日とする。 <u>広報紙の配布物</u>については、<u>現行のとおり</u>行政區長を通じて配布するものとする。 <u>広報紙の編集</u>にあたっては、<u>広報編集委員会</u>等を設置して<u>広報紙の発行</u>が円滑におこなえるよう、新市において調整する。</p> <p>(2) 新市における<u>要覧</u>については、4年に1回発行するものとする。</p> <p>(3) <u>広聴事業</u>については、<u>懇談会</u>やその他の<u>広聴制度</u>により住民の意見を聴取し市政に反映できるように、新市において調整する。</p> <p>(4) <u>ホームページ</u>については、新市において新たに開設するものとする。</p>	<p>28-3 広報広聴関係事業</p> <p><u>新市</u>においても、<u>広報紙</u>を発行するものとする。 <u>発行回数</u>は月1回とし、<u>発行日</u>は1日とする。 <u>広報紙の配布物</u>については、<u>現行どおり</u>行政區長を通じて配布するものとする。 <u>広報紙の編集</u>にあたっては、<u>広報編集委員会</u>等を設置して<u>広報紙の発行</u>が円滑におこなえるよう、新市において調整する。 <u>新市</u>における<u>要覧</u>については、4年に1回発行するものとする。 <u>広聴事業</u>については、<u>懇談会</u>やその他の<u>広聴制度</u>により住民の意見を聴取し市政に反映できるように、新市において調整する。 <u>ホームページ</u>については、新市において新たに開設するものとする。</p>
<p>28-4 納税関係事業</p> <p>(1) <u>前納報奨金</u>については、住民税特別徴収(給与天引)者との均衡を欠くため、<u>廃止</u>の方向で調整する。</p> <p>(2) <u>納税組合</u>については、<u>社会的役割</u>が大きいと思われるので、<u>現行のとおり</u>新市に引き継ぐものの、<u>補助金</u>、<u>助成金</u>、<u>奨励金</u>については、<u>見直す</u>方向で調整する。</p>	<p>28-4 納税関係事業</p> <p><u>前納報奨金</u>については、住民税特別徴収(給与天引)者との均衡を欠くため、<u>廃止</u>の方向で調整する。 <u>納税組合</u>については、<u>社会的役割</u>が大きいと思われるので、<u>そのまま</u>新市に引き継ぐものの、<u>補助金</u>、<u>助成金</u>、<u>奨励金</u>については、<u>見直す</u>方向で調整する。</p>

修正後	修正前
<p>(3) 口座振替については、住民の利便性を考慮して全ての税目を該当金融機関で実施することとする。口座振替手数料については、統一する方向で調整する。</p>	<p>__口座振替については、住民の利便性を考慮して全ての税目を該当金融機関で実施することとする。口座振替手数料については、統一する方向で調整する。</p>
<p>28 - 5 消防防災関係事業</p> <p>(1) 災害対策本部については、防災又は災害時に果たす役割は大きく、新市移行までに調整するものとする。</p> <p>(2) 防災計画については、現行の防災計画を基本とし、新市において速やかに策定するものとする。災害対策基準等（行動マニュアル）を新市移行までに作成し、災害時等支障のないように対応するものとする。</p> <p>(3) 自主防災組織については、合併時までに調整する。</p> <p>(4) 防災行政無線については、合併後にシステムを統合する。未設置地域については、速やかに設置する方向で調整する。</p>	<p>28 - 5 消防防災関係事業</p> <p>__災害対策本部については、防災又は災害時に果たす役割は大きく、新市移行までに調整するものとする。</p> <p>__防災計画については、現行の防災計画を基本とし、新市において速やかに策定するものとする。災害対策基準等（行動マニュアル）を新市移行までに作成し、災害時等支障のないように対応するものとする。</p> <p>__自主防災組織については、合併時までに調整する。</p> <p>__防災行政無線については、合併後にシステムを統合する。未設置地域については、速やかに設置する方向で調整する。</p>
<p>28 - 6 保健関係事業</p> <p>保健関係事業については、新市においても実施するものとし、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 母子保健事業について</p> <p>__母子手帳の交付等については、合併時までに調整する。</p> <p>__妊婦健診委託については、合併時までに調整する。</p> <p>__乳幼児健診については、対象月齢を3～4ヶ月児、10～11ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p> <p>__1歳6ヶ月児健診については、対象月齢を1歳6ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p> <p>__3歳児健診については、対象月齢を3歳6ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p> <p>__産婦、新生児訪問指導については、対象を初産婦、第1子、ハイリスク（未熟児、妊娠中毒症等）に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p> <p>__乳児健診委託については、若柳町の例により合併時までに調整する。</p> <p>(2) 予防接種事業について</p> <p>__ポリオ予防接種については、対象月齢を生後3月～90月未満に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p>	<p>28 - 6 保健関係事業</p> <p>保健関係事業については、新市においても実施するものとし、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 母子保健事業について</p> <p>母子手帳の交付等については、合併時までに調整する。</p> <p>妊婦健診委託については、合併時までに調整する。</p> <p>乳幼児健診については、対象月齢を3～4ヶ月児、10～11ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p> <p>1歳6ヶ月児健診については、対象月齢を1歳6ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p> <p>3歳児健診については、対象月齢を3歳6ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p> <p>産婦、新生児訪問指導については、対象を初産婦、第1子、ハイリスク（未熟児、妊娠中毒症等）に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p> <p>乳児健診委託については、若柳町の例により合併時までに調整する。</p> <p>(2) 予防接種事業について</p> <p>ポリオ予防接種については、対象月齢を生後3月～90月未満に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p>

修正後	修正前
<p>__三種混合ワクチン接種については、対象月齢を生後3月～90月末満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時まで調整する。その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>__ツベルクリン・BCGについては、対象月齢を生後3月～4歳末満に統一するものとし、接種方法は、集団接種の方向で合併時まで調整する。委託先については、病気の特徴を考慮し、専門機関に統一する方向で合併時まで調整する。</p> <p>__麻疹、風疹予防接種については、対象月齢を生後12月～90月末満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時まで調整する。その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>__日本脳炎については、対象月齢を1期生後6月～90月、2期9歳～13歳末満、3期14歳・15歳に統一するものとし、接種方法は、全て個別接種の方向で合併時まで調整する。その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>__二種混合ワクチン接種については、対象月齢を11歳・12歳に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時まで統一する。その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>__インフルエンザ予防接種については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>__各種予防接種に伴う個人負担金については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 老人保健事業（教育等）について</p> <p>__訪問指導については、対象者の需要に迅速に対応することが望ましいことから、委託等も含め合併時まで調整する。</p> <p>__個別健康教育については、委託等も含め合併時まで調整する。</p> <p>__機能訓練については、対象を疾病・負傷等により心身の機能が低下しているものに統一する。その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>(4) 老人保健事業（検診）について</p> <p>__基本健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診については、対象年齢を30歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>__子宮がん検診については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p>	<p>三種混合ワクチン接種については、対象月齢を生後3月～90月末満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時まで調整する。その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>ツベルクリン・BCGについては、対象月齢を生後3月～4歳末満に統一するものとし、接種方法は、集団接種の方向で合併時まで調整する。委託先については、病気の特徴を考慮し、専門機関に統一する方向で合併時まで調整する。</p> <p>麻疹、風疹予防接種については、対象月齢を生後12月～90月末満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時まで調整する。その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>日本脳炎については、対象月齢を1期生後6月～90月、2期9歳～13歳末満、3期14歳・15歳に統一するものとし、接種方法は、全て個別接種の方向で合併時まで調整する。その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>二種混合ワクチン接種については、対象月齢を11歳・12歳に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時まで統一する。その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>インフルエンザ予防接種については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>各種予防接種に伴う個人負担金については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 老人保健事業（教育等）について</p> <p>訪問指導については、対象者の需要に迅速に対応することが望ましいことから、委託等も含め合併時まで調整する。</p> <p>個別健康教育については、委託等も含め合併時まで調整する。</p> <p>機能訓練については、対象を疾病・負傷等により心身の機能が低下しているものに統一する。その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>(4) 老人保健事業（検診）について</p> <p>基本健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診については、対象年齢を30歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>子宮がん検診については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p>

修正後	修正前
<p>__骨密度検査については、対象年齢を40歳と50歳の女性に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>__前立腺がん検診については、対象年齢を40歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>__C型肝炎検診（節目検診）については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>__C型肝炎検診（節目外検診）については、対象を築館町の例により統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>__脳ドック検診については、新市において調整するものとする。</p> <p>__総合検診については、対象年齢を30歳～69歳に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>__各種検診に伴う個人負担金は、検診費用の3割を原則とし、新市において速やかに調整する。</p> <p>(5) 健康づくり推進事業について</p> <p>__健康づくり推進協議会及び保健推進員については、組織等の調整も含めそれぞれ合併時まで調整する。</p> <p>(6) 精神保健事業について</p> <p>__精神障害者小規模作業所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、全施設、全域で利用できるように調整する。ただし、対象者、指導員報酬額については合併時まで調整する。</p>	<p>骨密度検査については、対象年齢を40歳と50歳の女性に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>前立腺がん検診については、対象年齢を40歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>C型肝炎検診（節目検診）については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>C型肝炎検診（節目外検診）については、対象を築館町の例により統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>脳ドック検診については、新市において調整するものとする。</p> <p>総合検診については、対象年齢を30歳～69歳に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>各種検診に伴う個人負担金は、検診費用の3割を原則とし、新市において速やかに調整する。</p> <p>(5) 健康づくり推進事業について</p> <p>健康づくり推進協議会及び保健推進員については、組織等の調整も含めそれぞれ合併時まで調整する。</p> <p>(6) 精神保健事業について</p> <p>精神障害者小規模作業所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、全施設、全域で利用できるように調整する。ただし、対象者、指導員報酬額については合併時まで調整する。</p>
<p>28-7 障害者福祉事業</p> <p>(1) 障害者計画については、「くりはら障害者プラン」を新市の障害者計画とし、新たな障害者計画を平成17年度に策定する。</p> <p>(2) 「更生医療給付事務」「重度障害者・児、日常生活用具給付等事業」「身体障害者・児、補装具給付事業」「障害者支援費」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 身体障害者相談員事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業については、築館町の例により合併時まで調整する。</p>	<p>28-7 障害者福祉事業</p> <p>1 障害者計画については、「くりはら障害者プラン」を新市の障害者計画とし、新たな障害者計画を平成17年度に策定する。</p> <p>2 「更生医療給付事務」「重度障害者・児、日常生活用具給付等事業」「身体障害者・児、補装具給付事業」「障害者支援費」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 身体障害者相談員事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業については、築館町の例により合併時まで調整する。</p>

修正後	修正前
<p>(5) 「精神障害者居宅介護等支援事業」「精神障害者短期入所事業」「精神障害者地域生活援助事業」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>5 「精神障害者居宅介護等支援事業」「精神障害者短期入所事業」「精神障害者地域生活援助事業」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>
<p>28 - 8 高齢者福祉事業</p> <p>(1) 老人保健福祉計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に新市において新たな老人保健福祉計画を策定する。</p> <p>(2) 外出支援サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。ただし、生きがいデイサービスの送迎の利用者負担金は無料とする。</p> <p>(3) 軽度生活援助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、利用者負担金については委託料の1割とする方向で合併時まで調整する。</p> <p>(4) 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。</p> <p>(5) 訪問理美容サービス事業については、瀬峰町の例により合併時まで調整する。</p> <p>(6) 在宅老人短期入所事業については、若柳町の例により合併時まで調整する。ただし、委託先及び利用者負担金については合併時まで調整する。</p> <p>(7) 紙オムツ給付事業については、築館町の例により合併時まで調整する。ただし、対象年齢については40歳以上とする。</p> <p>(8) 老人日常生活用具給付事業については、築館町の例により合併時まで調整する。</p> <p>(9) 緊急通報システム事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(10) 徘徊高齢者家族支援事業については、栗駒町の例により合併時まで調整する。</p> <p>(11) 家族介護慰労金支給事業については、若柳町の例により合併時まで調整する。</p> <p>(12) 在宅介護支援センター業務の基幹型については、合併時まで一ヶ所にし、他は地域型とする。地域型については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(13) 居宅介護支援事業については、廃止の方向で合併時まで調整する。</p> <p>(14) 在宅老人デイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>28 - 8 高齢者福祉事業</p> <p>1 老人保健福祉計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に新市において新たな老人保健福祉計画を策定する。</p> <p>2 外出支援サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。ただし、生きがいデイサービスの送迎の利用者負担金は無料とする。</p> <p>3 軽度生活援助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、利用者負担金については委託料の1割とする方向で合併時まで調整する。</p> <p>4 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。</p> <p>5 訪問理美容サービス事業については、瀬峰町の例により合併時まで調整する。</p> <p>6 在宅老人短期入所事業については、若柳町の例により合併時まで調整する。ただし、委託先及び利用者負担金については合併時まで調整する。</p> <p>7 紙オムツ給付事業については、築館町の例により合併時まで調整する。ただし、対象年齢については40歳以上とする。</p> <p>8 老人日常生活用具給付事業については、築館町の例により合併時まで調整する。</p> <p>9 緊急通報システム事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>10 徘徊高齢者家族支援事業については、栗駒町の例により合併時まで調整する。</p> <p>11 家族介護慰労金支給事業については、若柳町の例により合併時まで調整する。</p> <p>12 在宅介護支援センター業務の基幹型については、合併時まで一ヶ所にし、他は地域型とする。地域型については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>13 居宅介護支援事業については、廃止の方向で合併時まで調整する。</p> <p>14 在宅老人デイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>
<p>28 - 9 児童福祉事業</p> <p>(1) 児童館管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 学童保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、未実施地区については新市において速やかに調整する。</p>	<p>28 - 9 児童福祉事業</p> <p>1 児童館管理運営事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 学童保育事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、未実施地区については新市において速やかに調整する。</p>

修正後	修正前
<p>(3) 出生祝金支給事業については、次の表のとおり合併時までに調整する。</p> <p>表 略</p>	<p>3 出生祝金支給事業については、次の表のとおり合併時までに調整する。</p> <p>表 略</p>
<p>28 - 10 保育事業</p> <p>保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、下記のものについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育事業</p> <p>__保育時間については、合併時までに調整する。</p> <p>__保育料については、別紙4のとおり新市において速やかに調整する。</p> <p>(2) 特別保育事業</p> <p>__延長保育、乳児保育、一時保育、子育て支援センターについては、当分の間現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。</p>	<p>28 - 10 保育事業</p> <p>保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、下記のものについては、次のとおりとする。</p> <p>1 保育事業</p> <p>(1) 保育時間については、合併時までに調整する。</p> <p>(2) 保育料については、別紙のとおり新市において速やかに調整する。</p> <p>2 特別保育事業</p> <p>(1) 延長保育、乳児保育、一時保育、子育て支援センターについては、当分の間現行どおりとし、新市において速やかに調整する。</p>
<p>28 - 11 その他の福祉事業</p> <p>(1) 乳幼児医療費助成事業については、若柳町の例により合併時までに調整する。</p> <p>(2) 心身障害者医療費助成事業については、築館町の例により合併時までに調整する。</p> <p>(3) 母子（父子）家庭医療助成事業については、築館町の例により合併時までに調整する。</p> <p>(4) 敬老会事業については、築館町の例により合併時までに調整する。</p> <p>(5) 福祉バスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>28 - 11 その他の福祉事業</p> <p>1 乳幼児医療費助成事業については、若柳町の例により合併時までに調整する。</p> <p>2 心身障害者医療費助成事業については、築館町の例により合併時までに調整する。</p> <p>3 母子（父子）家庭医療助成事業については、築館町の例により合併時までに調整する。</p> <p>4 敬老会事業については、築館町の例により合併時までに調整する。</p> <p>5 福祉バスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>
<p>28 - 12 環境衛生関係事業</p> <p>(1) 環境基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 一斉清掃については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>(3) ごみ集積所設置補助については、若柳町の例により新市において調整するものとする。</p> <p>(4) 公衆衛生組合等については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>(5) 一般廃棄物の収集、運搬、処分については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p>	<p>28 - 12 環境衛生関係事業</p> <p>1 環境基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 一斉清掃については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>3 ごみ集積所設置補助については、若柳町の例により新市において調整するものとする。</p> <p>4 公衆衛生組合等については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>5 一般廃棄物の収集、運搬、処分については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p>

修正後	修正前
<p>28 - 13 農林水産関係事業</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画並びに事業関連計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>(2) 農業振興施策及び農地流動化に係る各種事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>(3) 水田農業経営確立対策については、国の施策の動向により地域性を考慮し、新市において調整するものとする。</p> <p>(4) 園芸振興対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>(5) 標準小作料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 各種制度資金の利子補給については、合併時まで調整する。ただし、合併前までに決定した利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(7) 酪農・肉用牛生産近代化計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>(8) 畜産振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>(9) 森林整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>(10) 林業振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>(11) 内水面漁業振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>(12) 有害鳥獣駆除については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>(13) 国営・県営事業については、農業農村整備事業管理計画に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(14) 国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>28 - 13 農林水産関係事業</p> <p>(その1)</p> <p>1 農業振興地域整備計画並びに事業関連計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>2 農業振興施策及び農地流動化に係る各種事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>3 水田農業経営確立対策については、国の施策の動向により地域性を考慮し、新市において調整するものとする。</p> <p>4 園芸振興対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>5 標準小作料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>6 各種制度資金の利子補給については、合併時まで調整する。ただし、合併前までに決定した利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 酪農・肉用牛生産近代化計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>8 畜産振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>9 森林整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>10 林業振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>11 内水面漁業振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>12 有害鳥獣駆除については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>(その2)</p> <p>1 国営・県営事業については、農業農村整備事業管理計画に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>

修正後	修正前
<p>(15) 町村単独及び維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>(16) 国営造成施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(17) 災害復旧事業のうち農地災害の受益者負担については、国の補助基準に準じて合併時までに調整する。</p> <p>(18) 土地改良財産の維持管理に係る分担金制度及び水利地益税制度については、合併時までに調整する。</p>	<p>3 町村単独及び維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>4 国営造成施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 災害復旧事業のうち農地災害の受益者負担については、国の補助基準に準じて合併時までに調整する。</p> <p>6 土地改良財産の維持管理に係る分担金制度及び水利地益税制度については、合併時までに調整する。</p>
<p>28 - 14 商工観光関係事業</p> <p>(1) 中小企業融資制度については、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、損失補償については宮城県信用保証協会と協議の上、合併時までに調整する。</p> <p>(2) 小企業小口融資制度については、廃止する方向で合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 商工関係助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 勤労者福利厚生については、若柳町の例により合併時までに調整する。</p> <p>(5) 企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、奨励・支援措置の充実を基本に、新市において調整するものとする。</p> <p>(6) 観光イベント事業については、<u>現行のとおり引き継ぐものとし、活性化を図るため関係団体と協議の上、随時調整するものとする。</u></p>	<p>28 - 14 商工観光関係事業</p> <p>1 中小企業融資制度については、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、損失補償については宮城県信用保証協会と協議の上、合併時までに調整する。</p> <p>2 小企業小口融資制度については、廃止する方向で合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 商工関係助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4 勤労者福利厚生については、若柳町の例により合併時までに調整する。</p> <p>5 企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、奨励・支援措置の充実を基本に、新市において調整するものとする。</p> <p>6 観光イベント事業については、<u>現状のまま継続するものとし、活性化を図るため関係団体と協議の上、随時調整するものとする。</u></p>
<p>28 - 15 建設関係事業</p> <p>(1) 町村道については、市道として新市に引き継ぎ、合併後の市道認定基準については、新市において統一する。</p> <p>(2) 各町村が実施してきた維持工事等については、<u>新市移行後も当分の間現行のとおりとし、その後統一した基準により進めるものとする。</u></p> <p>(3) 道路、河川及び公園の維持管理については、<u>新市において委託等も含めた方向で検討するものとする。</u></p>	<p>28 - 15 建設関係事業</p> <p>__ 町村道については、市道として新市に引き継ぎ、合併後の市道認定基準については、新市において統一する。</p> <p>__ 各町村が実施してきた維持工事等については、<u>新市移行後も当分の間現行どおりとし、その後統一した基準により進めるものとする。</u></p> <p>__ 道路、河川及び公園の維持管理については、<u>新市において委託等も含めた方向で検討するものとする。</u></p>

修正後	修正前
<p>(4) 除雪、融雪事業については、地域的なものもあるため<u>現行のとおりとし、新市において基本方針を統一した上で、地域に合わせた実施計画書を作成し効果的に実施するものとする。</u></p> <p>(5) 道路占用料については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐ。</u></p> <p>(6) 急傾斜対策事業については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐ。</u></p> <p>(7) 住宅使用料、住宅内駐車料金共に、<u>新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</u></p> <p>(8) 新市における新規入居者に係る資格要件については、<u>合併時まで統一する。</u></p> <p>(9) 公営住宅の老朽化に伴う、改善・改修及び建替えの維持保全計画（ストック活用計画）については、<u>新市において策定する。</u></p> <p>(10) 公営住宅に係る新規事業については、<u>新市において推進する。</u></p>	<p>__除雪、融雪事業については、地域的なものもあるため<u>現行どおりとし、新市において基本方針を統一した上で、地域に合わせた実施計画書を作成し効果的に実施するものとする。</u></p> <p>__道路占用料については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐ。</u></p> <p>__急傾斜対策事業については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐ。</u></p> <p>__住宅使用料、住宅内駐車料金共に、<u>新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</u></p> <p>__新市における新規入居者に係る資格要件については、<u>合併時まで統一する。</u></p> <p>__公営住宅の老朽化に伴う、改善・改修及び建替えの維持保全計画（ストック活用計画）については、<u>新市において策定する。</u></p> <p>__公営住宅に係る新規事業については、<u>新市において推進する。</u></p>
28 - 16 上水道事業	28 - 16 上水道事業
<p>(1) 上水道事業計画については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(2) 簡易水道事業計画については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(3) 上水道の使用料及びメーター使用料については、<u>当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</u></p> <p>(4) 簡易水道の使用料及びメーター使用料については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(5) 水道加入金については、<u>次の表のとおり合併時まで調整する。</u></p> <p style="text-align: center;">表 略</p> <p>(6) 手数料については、<u>栗駒町の例により合併時まで調整する。</u></p>	<p>1 上水道事業計画については、<u>現行のまま新市に引き継ぐものとする。</u></p> <p>2 簡易水道事業計画については、<u>現行のまま新市に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3 上水道の使用料及びメーター使用料については、<u>当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</u></p> <p>4 簡易水道の使用料及びメーター使用料については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</u></p> <p>5 水道加入金については、<u>次の表のとおり合併時まで調整する。</u></p> <p style="text-align: center;">表 略</p> <p>6 手数料については、<u>栗駒町の例により合併時まで調整する。</u></p>
28 - 17 下水道事業	28 - 17 下水道事業
<p>(1) 下水道事業計画については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において速やかに下水道事業計画を策定する。</u></p> <p>(2) 公共下水道事業</p> <p>__維持管理については、<u>当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。</u></p> <p>__町村負担金については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</u></p>	<p>1 下水道事業計画については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において速やかに下水道事業計画を策定する。</u></p> <p>2 公共下水道事業</p> <p>(1) 維持管理については、<u>当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。</u></p> <p>(2) 町村負担金については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</u></p>

修正後	修正前
<p>___ 受益者負担金（分担金）の額については、金成町の例により新市において速やかに調整する。</p> <p>___ 使用料については、高清水町の例により新市において速やかに調整する。</p> <p>(3) 合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、補助金、分担金及び使用料については新市において調整する。</p> <p>(4) 排水設備助成について、「私道内排水設備設置補助」及び「私道内公共下水道設置補助」については、鷺沢町の例により合併時まで調整する。「水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給」については、瀬峰町の例により、「生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助」については、築館町の例により合併時まで調整する。</p> <p>(5) 農業集落排水事業</p> <p>___ 施設の維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。</p> <p>___ 受益者負担金（分担金）及び使用料の額については、公共下水道事業の例によるものとする。</p>	<p>(3) 受益者負担金（分担金）の額については、金成町の例により新市において速やかに調整する。</p> <p>(4) 使用料については、高清水町の例により新市において速やかに調整する。</p> <p>3 合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、補助金、分担金及び使用料については新市において調整する。</p> <p>4 排水設備助成について、「私道内排水設備設置補助」及び「私道内公共下水道設置補助」については、鷺沢町の例により合併時まで調整する。「水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給」については、瀬峰町の例により、「生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助」については、築館町の例により合併時まで調整する。</p> <p>5 農業集落排水事業</p> <p>(1) 施設の維持管理については、当分の間現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において随時調整する。</p> <p>(2) 受益者負担金（分担金）及び使用料の額については、公共下水道事業の例によるものとする。</p>
<p>28 - 18 学校教育事業</p>	<p>28 - 18 学校教育事業</p>
<p>(1) 通学費助成については、現行のとおりとし、児童生徒の通学負担の公平性を確保するため、速やかに新市において調整するものとする。</p> <p>(2) スクールバスについては、現行のとおりとし、速やかに新市において調整するものとする。</p> <p>(3) 奨学資金については、若柳町の例により、合併時まで調整する。</p> <p>(4) 就学援助については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(5) 就園奨励費補助については、築館町の例により、合併時まで調整する。</p> <p>(6) 幼稚園の保育年限、入園資格等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>(7) 幼稚園の授業料については、栗駒町の例により、速やかに新市において調整するものとする。</p> <p>(8) 預かり保育の実施については、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>(9) 預かり保育料については、一迫町の例により、合併時まで調整する。</p>	<p>1 通学費助成については、現行のとおりとし、児童生徒の通学負担の公平性を確保するため、速やかに新市において調整するものとする。</p> <p>2 スクールバスについては、現行のとおりとし、速やかに新市において調整するものとする。</p> <p>3 奨学資金については、若柳町の例により、合併時まで調整する。</p> <p>4 就学援助については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 就園奨励費補助については、築館町の例により、合併時まで調整する。</p> <p>6 幼稚園の保育年限、入園資格等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>7 幼稚園の授業料については、栗駒町の例により、速やかに新市において調整するものとする。</p> <p>8 預かり保育の実施については、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p> <p>9 預かり保育料については、一迫町の例により、合併時まで調整する。</p>

修正後	修正前
<p>(10) 給食調理場施設としての、センター方式、単独調理場方式、及び幼稚園給食については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、給食未実施校については、速やかに新市において調整するものとする。</p> <p>(11) 給食費については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p>	<p>10 給食調理場施設としての、センター方式、単独調理場方式、及び幼稚園給食については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、給食未実施校については、速やかに新市において調整するものとする。</p> <p>11 給食費については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。</p>
<p>28 - 19 社会教育事業</p> <p>(1) 社会教育団体等の育成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>(2) 文化芸術事業については、新市において調整するものとする。</p> <p>(3) 成人式の開催日については、成人の日の前日の日曜日とし、その他内容については新市において調整するものとする。</p> <p>(4) 公民館、地区公民館事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日・開館時間については新市において調整するものとする。</p> <p>(5) 図書館・図書室の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 社会体育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(7) 社会体育施設の運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日、開館時間については、新市において調整するものとする。</p> <p>(8) 学校施設開放については、現行のとおりとし、開放時間等については新市において調整するものとする。</p> <p>(9) 入館料、観覧料については、合併時まで調整する。</p>	<p>28 - 19 社会教育事業</p> <p>1 社会教育団体等の育成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p> <p>2 文化芸術事業については、新市において調整するものとする。</p> <p>3 成人式の開催日については、成人の日の前日の日曜日とし、その他内容については新市において調整するものとする。</p> <p>4 公民館、地区公民館事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日・開館時間については新市において調整するものとする。</p> <p>5 図書館・図書室の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>6 社会体育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 社会体育施設の運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日、開館時間については、新市において調整するものとする。</p> <p>8 学校施設開放については、現行のとおりとし、開放時間等については新市において調整するものとする。</p> <p>9 入館料、観覧料については、合併時まで調整する。</p>
<p>28 - 20 コミュニティ施策</p> <p>(1) コミュニティ組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において育成助長に努めるものとする。</p> <p>(2) 自治会活動に対する助成、コミュニティ推進助成、地域活動に対する助成、集会施設の運営に対する助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに新たな制度を設けるものとする。</p> <p>(3) 集会施設の建設事業及び助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度中に新たな制度を設けるものとする。</p>	<p>28 - 20 コミュニティ施策</p> <p>1 コミュニティ組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において育成助長に努めるものとする。</p> <p>2 自治会活動に対する助成、コミュニティ推進助成、地域活動に対する助成、集会施設の運営に対する助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに新たな制度を設けるものとする。</p> <p>3 集会施設の建設事業及び助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度中に新たな制度を設けるものとする。</p>

修正後				修正前											
別紙1 地域審議会の設置に関する協議(9 地域審議会の取扱い)				(別紙)											
<p>地域審議会の設置に関する協議</p> <p>第1条 ~ 第8条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 会議の庶務は、本庁及び各総合支所の担当する課において処理する。</p> <p>第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>この協議は、平成17年 4月 1日から施行する。</p>				<p>地域審議会の設置に関する協議</p> <p>第1条 ~ 第8条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 会議の庶務総括は、_____において処理する。</p> <p>第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この協議は、平成17年 3月14日から施行する。</p> <p>2 合併の日から発足する審議会の委員の任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。</p>											
別紙2 公共物使用料(15 使用料、手数料の取扱い)				別紙1 公共物使用料(案)											
形態又は種類		単 位	金 額	形態又は種類		単 位	金 額								
		略				略									
別紙3 手数料(15 使用料、手数料の取扱い)				別紙2 手数料(案)											
区 分	手数料の種類		単 位	金 額	区 分	手数料の種類		単 位	調整(案)						
略				略											
別紙4 保育料(28-10 保育事業)				別紙 保育料(案)											
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児		3歳児		3歳以上児	
階層区分	定義	基準額	徴収金(円)	基準額	徴収金(円)	基準額	徴収金(円)	階層区分	定義	基準額	徴収金(円)	基準額	徴収金(円)	基準額	徴収金(円)
略															

報告第 27 号

合併協定調印式について

合併協定調印式について、別紙のとおり開催するので報告する。

平成 16 年 6 月 8 日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原 郁夫

築館町・若柳町・栗駒町・高清水町・一迫町・瀬峰町・鶯沢町・金成町・志波姫町・花山村

合 併 協 定 調 印 式

日 時 平成16年6月19日(土)午前10時
(受付開始 9:00)

場 所 栗 原 文 化 会 館 (ホー ル)

次 第

- | | |
|--------------------------|---------|
| 1. 開式の辞 | (10:00) |
| 2. 合併協定調印立会人紹介 | |
| 3. 来賓紹介 | |
| 4. 合併協議の経過報告と合併協定内容の概要説明 | |
| 5. 合併協定書署名調印 | |
| 各町村長 署名調印 | |
| 立会人代表 宮城県知事 署名 | |
| 6. 主催者挨拶 | |
| 主催者代表 若柳町長(栗原地域合併協議会会長) | |
| 7. 立会人祝辞 | |
| 立会人代表 宮城県知事 | |
| 8. 来賓祝辞 | |
| 9. 祝電披露 | |
| 10.閉式の辞 | (11:30) |

協議会委員の立会い署名

- ・ 式典終了後、2階研修室において協定書に押印していただく。